

予算特別委員会

令和2年3月17・18・19・23日

葛城市議会

管財課長	吉田和裕
生活安全課長	竹本淳逸
税務課長	椿本真司
収納促進課長	和田善弘
市民生活部長	前村芳安
市民窓口課長	増井朋子
保険課長	新澤明子
人権政策課長	水島悦美
産業観光部長	早田幸介
商工観光課長	吉村和則
都市整備部長	松本秀樹
建設課長	安川博敏
保健福祉部長	巽重人
社会福祉課長	林本裕明
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	中井智恵
こども未来創造部長	中井浩子
子育て福祉課長	井上理恵
こども・若者センター所長	川崎圭三
会計管理者	門口昌義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	吉村浩尚
〃	高松和弘
〃	関元瞳
〃	福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第18号 令和2年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第19号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第23号 令和2年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第20号 令和2年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第24号 令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第22号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第21号 令和2年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

議第27号 令和2年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

議第26号 令和2年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

岡本委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。早朝からお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。本日より23日までの4日間でございますけども、ご審議を賜りますが、本委員会に付託されました案件につきましては、令和2年度一般会計予算、それから特別会計7議案、企業会計2議案を審議願うわけでございまして、令和2年度の当初予算ですので、慎重にご審議賜り、活発な発言、意見をいただきたいというふうに思いますので、最後までよろしくお願いを申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

委員外議員のご紹介を忘れまして、申しわけないです。藤井本議員、内野議員、吉村優子議員、吉村始議員、奥本議員。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認したいと思います。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に、1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法についてでございます。お手元に配付の予算特別委員会の審査方法・日程（資料1）のとおり、一般会計予算については、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分について質疑を行います。なお、予算書の説明欄に、人件費（人事課）と記載されている事項については、3款以降の部分であっても、人事課が出席しておりますので、この場面で質疑をお願いいたします。次に、3款及び4款の説明を受け、質疑に入りますが、質疑については、理事者側の出席者があまり多くならないように、款ごとに職員を入れかえていきたいと思っております。次に、5款及び6款の説明を受け、先ほど同様に、質疑については款ごとに職員を入れかえて行います。次の7款及び8款についても同様に行います。最後に、9款から12款までの説明を受け、その部分について一括で質疑を行います。続いて、歳入について説明を受け、質疑は一括で行いたいと思っておりますが、歳入については範囲が広うございますので、歳入の前に休憩をとり、出席職員の調整を行いたいと考えております。ご承知おき願います。その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般に係るものとなりますようご留意をお願いいたします。

特別会計予算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、下水道事業会計予算と水道事業会計予算については、歳入、歳出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

また、審査日程について、審査状況により多少予定が前後する場合がありますが、その日の当初予定の費目まで行いたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、お手元に配付の予算特別委員会の進行及び審査方法について（資料2）をごらんください。1番から3番までは、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

続いて、裏面の4番、質問項目は1回につき3問までとします。質疑の回数につきましては2回まで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合につきましては、委員長の判断のもと、この回数を超えて質疑を許可する場合がありますので、ご承知おきいただきたいと思います。質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合はこれを優先いたします。発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は、議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いをいたします。質問される場合につきましては、予算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問していただきたいと思います。理事者側におかれましては、答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名した後、質問者がかわるごとに、所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者につきましては、部長または担当課長でお願いをしたいというふうに思います。

最後に、お手元に配付の予算特別委員会時間配分表（資料3）をごらんください。委員会を進めるに当たっての時間配分の目安として、予算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますので、委員はじめ理事者側もご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、委員会の会議進行につきましては、適時休憩をとりながら換気を行い、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くならないように順次入れかえを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力のほどお願いを申し上げます。また、マスクの着用についても、聞き取れるように発言いただければ認めていきたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上でございますが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

岡本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案審査に移ります。

議第18号、令和2年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につきまして、まず、歳出の1款議会費、2款総務費まで、提案者の内容説明を求めますが、その前に、会計年度任用職員制度が始まりまして、令和2年度の予算書、節の賃金が削除されたことによりまして、数字が繰り上がっているということになっておると思っています。その説明もあわせて、総務部長よりお願いしたいと思います。

吉村部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いい

たします。

ただいま委員長からご紹介のありましたように、地方自治法施行規則の一部を改正する規則が施行されまして、令和2年4月1日から施行されるわけでございますけれども、その影響を受けまして、令和2年度の予算の中で、先ほどもご紹介ありましたように、7節の賃金といったものが廃止をされております。以降、8節、もともとの8節の報償費が7節に繰り上がり、9節の旅費が8節に繰り上がりということで、それ以降の節が1つずつ繰り上がった状態になってございますので、ご承知おきをよろしく願いいたします。

それでは、令和2年度の葛城市一般会計予算につきまして提案説明を申し上げたいと思います。全体のこともございますので、まず予算書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ167億8,800万円と定めるものでございます。次に、第2条におきまして、債務負担行為を設定いたしておるところでございます。次に、第3条では、地方債を規定しております。第4条におきましては、一時借入金の借入れの最高額を35億円と定めるものでございます。第5条では、歳出予算の流用についての規定をさせていただいております。

それでは、歳出の1款議会費及び2款総務費の説明をさせていただきたいと思えます。事項別明細書28ページをごらんいただきたいと思えます。

1款議会費、1項1目議会費では1億9,083万円を計上いたしております。人件費では、議員15名、それから職員6名の人件費で1億4,532万3,000円を、それから議会運営事業におきましては4,247万7,000円を計上いたしております。次に、議員研修事業におきまして、研修等に要する経費といたしまして303万円を計上いたしております。

次に、30ページに移りまして、2款総務費、1項1目一般管理費でございます。6億1,077万1,000円の計上でございまして、人件費では、特別職2人、一般職48人の人件費で5億1,416万3,000円。それから、一般管理事業といたしまして、人事課配当の分で、全般的な管理業務ですとかフルタイム会計年度任用職員等に要する経費といたしまして4,387万2,000円。それから、企画政策課でございますが、こちらは公用車の維持管理経費として47万5,000円。それから、総務財政課でございますけれども、業務に必要な郵送料として753万円。それから、管財課では、コピー代等の全庁的な経費として1,083万5,000円。それから、人事管理事業といたしまして、職員の人事に関する事業に要する経費でございますが、1,125万1,000円。それから、職員厚生事業といたしまして、職員の健康管理のための経費といたしまして494万8,000円。それから、各種相談事業でございますけれども、企画政策課分で、法律相談に要する経費として313万9,000円。それから、総務財政課配当でございますけれども、行政相談員の活動支援のための経費といたしまして6万円。それから、商工観光課で消費生活相談に要する経費として163万6,000円。次に、法制執務事業でございますけれども、例規の制定、改廃に関する事業というところで647万6,000円。それから、財政運営事業ということで606万4,000円。それから、入札・契約事業におきましては32万2,000円でございます。

次、36ページに移りまして、2目の文書広報費では2,070万7,000円の計上でございまして、文書広報事業といたしまして、市の行政情報を市民の皆様にお伝えするための経費として1,030万9,000円。それから、広報発行业といたしまして、広報かつらぎ関連経費といたしまして924万3,000円。それから、テレビ放送委託事業といたしまして、市政情報、各種イベント等をテレビ放送により周知するといったための経費として115万5,000円を計上いたしておるところでございます。

続きまして、3目会計管理費では703万7,000円の計上で、会計管理事業に要する経費となっております。

次に、37ページ、4目の財産管理費では1億1,563万5,000円の計上でございまして、新庄庁舎管理事業におきましては4,477万7,000円。當麻庁舎管理事業におきましては2,413万8,000円。それから、公用車管理事業で1,252万8,000円。それから、市有財産管理事業で、固定資産台帳の管理ですとか普通財産の維持管理経費といたしまして3,194万円。それから、放置車両撤去事業といたしまして1万7,000円。それから、道路管理事業といたしまして、道路、水路等との境界明示に要する経費といたしまして223万5,000円でございます。

次、40ページでございますけども、5目の電子計算費では5,438万8,000円の計上でございまして、電算システム共同化推進事業といたしまして、広域利用の基幹システム関連経費といたしまして4,045万3,000円。それから、基幹システム番号制度対応事業で、マイナンバー制度の対応経費といたしまして1,119万3,000円。それから、セキュリティ対策事業といたしまして274万2,000円でございます。

次、6目の地域情報化推進費でございますが、2,628万3,000円の計上となっております、イントラネットシステム整備事業で、市役所内ネットワーク等に要する経費で2,260万3,000円。それから、セキュリティ対策事業といたしまして7万円。それから、総合行政ネットワーク維持事業といたしまして、行政間の専用回線、L G W A Nの維持経費として296万9,000円。それから、汎用受付システム開発運営事業といたしまして、公共施設の仮予約システム等の運用経費といたしまして64万1,000円でございます。

次、7目の交通安全対策費でございます。2,698万6,000円の計上で、交通安全対策事業といたしまして、交通安全啓発に要する経費で528万円。それから、幼児2人同乗用自転車購入補助事業といたしまして160万円。それから、市営磐城駅前自転車等駐車場管理事業といたしまして158万9,000円。それから、駅前自転車等駐車場管理事業といたしまして140万7,000円。それから、自動車急発進等抑制装置設置補助事業といたしまして、後づけ急発進抑制装置の設置補助といたしまして60万円。それから、交通安全施設整備事業でございますけども、市道の安全施設整備経費といたしまして1,651万円でございます。

次に、44ページの8目自治振興費では1億8,677万2,000円の計上でございます。自治振興事業におきまして、自治功労者会等の補助金といたしまして8万円。それから、企画政策課の配当で、地域コミュニティ活動の促進と活性化経費といたしまして927万6,000円。それから、公共バス運行业では、地域の生活交通確保経費といたしまして8,866万2,000円。それから、市民活動支援事業で80万5,000円。それから、すむなら葛城市住宅取得補助事業とい

たしまして370万円。それから、まちづくり一括交付金事業といたしまして、大字におけるまちづくり活動交付金といたしまして5,118万円。それから、安心・安全なまちづくり事業といたしまして、防犯パトロール等の経費といたしまして578万6,000円。それから、街灯管理事業で、街灯の維持管理経費といたしまして2,147万3,000円。それから、防犯カメラ設置管理事業におきましては、防犯カメラに要する経費で581万円でございます。

次、46ページ下段の9目企画費でございます。2,135万9,000円の計上で、企画政策事業といたしまして、市の計画及び政策形成に要する経費といたしまして847万4,000円。それから、国際交流友好自治体交流事業といたしまして1,117万3,000円。それから、情報公開及び個人情報保護審査会等事業といたしまして120万2,000円。それから、行政改革推進委員会事業といたしまして16万8,000円。それから、行政不服審査会事業で34万2,000円でございます。

次に、49ページ、10目の公平委員会費でございます。22万3,000円の計上で、公平委員会事業の経費となっております。

続く11目防災行政無線管理費では560万8,000円の計上で、防災行政無線維持管理経費でございます。

次に、50ページの12目地方創生推進交付金事業費では150万円の計上で、広域連携事業といたしまして、3市による相撲観光連携経費として50万円。それから、移住・就業・起業支援事業といたしまして、東京圏からの移住・就業・起業者に交付する移住支援金といたしまして100万円でございます。

次に、2項徴税費、1目税務総務費でございます。1億2,844万2,000円の計上で、人件費で、税務職員17名の人件費として1億2,611万円。それから、税務総務事業といたしまして156万7,000円。それから、固定資産評価審査委員会事業で14万3,000円。それから、ふるさと応援寄附事業で62万2,000円でございます。

それから続きまして、2目の賦課徴収費では4,453万円の計上でございまして、賦課管理事業といたしまして、市税の賦課総務的経費といたしまして602万7,000円。それから、各税目におきますそれぞれの経費でございますけども、市民税賦課事業でございますと682万9,000円。それから、固定資産税賦課事業におきましては1,330万3,000円。それから、軽自動車税賦課事業におきましては153万9,000円。それから、諸税徴収事業といたしまして、収納対策に要する経費といたしまして1,683万2,000円でございます。

次、54ページに移りまして、3目過年度支出金でございます。1,300万円の計上で、過誤納金還付事業といたしまして、過年度還付に要する経費でございます。

次の3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では1億915万3,000円の計上でございまして、人件費といたしまして、職員9名分の人件費で6,317万円。それから、戸籍住民基本台帳事業といたしまして、戸籍、住民記録等の届出証明書交付等の経費といたしまして953万5,000円。それから、個人番号カード関連事業といたしまして3,644万8,000円でございます。

56ページ下段に移っていただきまして、4項人権啓発費、1目人権啓発費では3,146万4,000円の計上でございまして、人件費として、職員4人分の人件費で2,674万7,000円。そ

れから、人権啓発事業といたしまして214万3,000円。それから、人権擁護事業といたしまして157万2,000円。それから、ページめくっていただきまして、男女共同参画事業といたしまして100万2,000円でございます。

次に、5項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。63万8,000円の計上となっております。

続く2目の選挙啓発費では2万円の計上。

それから、3目市長選挙費では2,676万5,000円の計上でございます。

それから、61ページに移りまして、6項統計調査費、1目統計調査総務費でございます。91万7,000円の計上で、統計調査委員会関係の経費でございます。

2目基幹統計費では1,534万7,000円の計上で、人件費といたしまして、職員の時間外勤務といたしまして37万5,000円。それから、基幹統計事業といたしまして、各種基幹統計の実施に要する経費といたしまして1,497万2,000円でございます。

次に、62ページでございます。7項監査委員費、1目監査委員費では84万8,000円の計上でございます。

以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

岡本委員長 それでは、ただいま説明をいただきました。

これに対する質疑に入りたいと思います。

あと、人事課配当の人件費に関する質疑につきましては、先ほど言いましたように、この2款で質疑をお願いしたいと思います。

増田委員。

増田委員 まず、中に入っているいろいろとお聞きをする前に、今回この予算審議に入るに当たって、予算の概要という資料をつくっていただきました。以前からいろいろとご要望を議会からもさせていただいて、わかりやすい資料づくりということで、非常にその辺の要望も配慮していただいて、わかりやすい予算の概要という資料を作成していただいたことに、まず御礼、感謝を申し上げたいというふうに思います。

しかしながら、この資料の9ページ、10ページですね、11ページに関連してもそうなんですけども、9ページ、10ページのところでは、人口5万人チャレンジの主な事業ということで、28事業、17億6,000万円余りの予算を、この5万人チャレンジの事業として、あえてここに特記をされておると。私、これは非常に違和感を感じて、なぜここにこの2ページをという、そういう疑問でございます。この特記された意義について、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

岡本委員長 阿古市長。

阿古市長 おはようございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

まず、5万人チャレンジにつきましては、施政方針の方でも述べさせていただきましたところでございます。葛城市にとりまして、やはり活気のあるまちづくりをしていく必要があるという前提のもとに、いろんな施策を考えさせていただいているわけでございます。しか

しながら、その施政方針の中にも述べてあったかと思いますが、例えば5万人チャレンジと
いって、特別なことをするという考え方ではございません。例えば、従前のように、各市と
かで土地開発公社等を使った中で大規模な住宅開発をするですとか、そういうふうな施策で
はなく、葛城市に住む人たちが、本当に葛城市に愛着を持てる、住みよさを感じていただ
ける、そういうまちづくりをするということが一番の目的であるところでございます。です
から、この5万人チャレンジの一応項目としてくくっておりますが、従前から行っております
事業も多々含まれておるわけでございます。

その中で、今、委員ご指摘といたしますか、ご質問いただきました5万人チャレンジと災害
に強いまちづくり、特別に枠組みとしてくくっているわけでございますけれども、項目として
は、そういう項目の中でくくっておるということでございます。これから各地方自治体は、
安全をいかに確保するのか、住んでいただけている市民の皆様方の生命、財産をいかに守っ
ていくのかということが、今の気象状況から考えますと一番大きな目的であると私は考えて
おりますので、それも大きな枠組みの1つとして、くくらせていただいたわけでございます。

非常に細やかな事業を取り入れております。金額ベースだけではなく、事業1つ1つをご
検証いただきましたら、私としては非常にありがたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 今のお話ですと、ここに5万人チャレンジのための事業として書いたわけやないと。特別
なことをせんと、5万人の挑戦ですよ。チャレンジというので、挑戦という意味ですよ。私
は、この挑戦を、あえて言えば、無謀な挑戦やと、こういう表現をあえてさせていただきます。
いろんなところで3万7,000人の維持、将来的にもそういうことを目指すべきである
というふうな評価もされておりますし、人口ビジョンにおいてもそのようなシミュレーショ
ンになっていると。ところが、ただいま市長がおっしゃったように、こういうチャレンジ目
標をつくることで、活気を行政内、それから市民にも持っていただく意味で、チャレンジ目
標を5万人としたと、こういう説明でございますけれども、ここには先ほど言いましたよう
に、5万人をチャレンジする事業として、28事業、17億6,000万円の事業を列記されてい
るわけなんです。これは別に5万人の冠が外れてもやる事業だと説明があったし、私も見て、
そうだと思うんですけども、あえてこのくくりの中で、この冠の中で17億6,000万を特記
された理由が少し私には理解できないということでございます。改めて答弁は求めませんけ
ども、私はこのことに関して、非常に不自然さといえますか、ここに書いておることに対す
る異議を申し上げておきたいというふうに思います。

岡本委員長 答弁は。

(「答弁しはんのか」の声あり)

岡本委員長 市長。

阿古市長 総括質疑ではないですよ。今、取っかかりの質問やとご理解してよろしいですよ。

岡本委員長 はい。

阿古市長 委員のご指摘もいろいろあると思います。ただ、従前から申し上げておりますのは、活気

のあるまちづくりをするためには、一定の目標が必要であります。それも短期目標ではなく、長期的な目標が必要であるというのは、実は私が民間企業で扱ってきたという経験則から来ているものでございます。目標をつくることによって、初めていろんな施策が組み上がってまいります。目標のないところに、まちづくりはありません。そういう意味におきまして、非常に長期的な目標でございます15年、20年先というものを目安にした目標ではございますが、その目標に向かってどのようなまちづくりをするのかということが、ここの予算の中に織り込まれているということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 これは、市長、言葉を選んでいただきたいと思いますよ。今、また目標というおっしゃったんですよ。ここではチャレンジなんです。以前からおっしゃられているように、チャレンジでしょうと言うているんで、挑戦でしょうと。目標と言ったら、これはちょっと違いますよ。目標は達成してくださいよ。達成できないような目標なんて立てんといってくださいよ。

これは目標じゃないんですよ。これは、あくまでも1つの目安として、チャレンジとして、5万人に向かって活気を起こすんだという、そこまでは私も理解できるし、皆さん方も理解をいただいていると思うんですけども、目標となると、目標管理せなあかんと。目標のために必要なインフラ整備もせなあかんと。それに対する予算は、これから5万人体制を組むために、特に教育インフラ等は膨大な予算をこれから年次20年かけて、市長は20年間というふうにおっしゃられていましたので、20年かけて100億円以上の予算をこれからいろんなところで投資していかなあかんと。ところが、5万人を達成することが絶対であれば、それは必要な事業として消化していく必要がありますけれども、5万人を目標にしてんけども、結局は3万7,000人だったとなれば、その目標としていたいろんな事業が不要になってしまうと、こういうことになるので。

現実的な、議員必携にも、予算を組むときには、これも書いていますよ、予算が堅実なものでなければならぬと。いかに堅実であるか、これを審議するのが大切ですよと、議員必携にも載っとるんですよ。堅実性から見て、この5万人チャレンジが堅実な計画、事業かという、私はあくまでもチャレンジ目標として上げていただく分には非常によいことではないかなとは思いますが、そのための事業というふうなことで誤解を招くような記載は、私はいかがなもんかなということを申し述べておきます。

以上でございます。

岡本委員長 市長、もう3回目やから。じゃあ、特別に。

阿古市長 委員ご指摘のチャレンジという意味なんですけども、チャレンジというのは、一定の方向性がないと、目標がないと、それに対するチャレンジというのは起こらないんですよ。目標のないところにチャレンジというのはありませんから。ですから、目標というのは、つくって初めてチャレンジが起こるということなんです。じゃあ、チャレンジと目標が違いますと、いや、確かに言葉は違いますよ。でも、その過程として、将来的な目標のイメージがなければ

ば、どこに向かって行うのか。チャレンジなんかないですよ。ですから、チャレンジという言葉は、もう目標といいますか、理想の姿を追求するという、その前提があつてこそ、初めて表現できる言葉であると思います。ですから、委員ご指摘の意味には当たらないと思います。

それと、これはかなり長い年数ですので、ここには先ほど申し上げましたように、例えば大きな住宅開発をやりますとか、そういうふうなことは全く書いていないです。その中で、特にその状況、状況に合わせて、行政というのは対応していきます。ですから、この社会資本の投資の部分につきましても、今現在の3万7,400名を前提とした事業を組み上げております。これがまた4万人になったら、4万人に向かうための社会資本の整備事業が追加されていくということでございまして、じゃあ、今、5万人にするから、5万人に合ったものを何かこの中に計画入れていますよというものは、全くございません。住みよいまちをつくる、その目標に向かっていろんな事業の組合せをしているということでございましてね。ですから、いや、5万人やから、じゃあ、この施設を建てんのはあきませんね、この規模のものを建てないといけないんですよというような事業は全く入れていないです。今住んでおられる方、もしくは魅力があると感じていただけるようなまちづくりのための予算づけをしているということでございまして、ごらんいただけたらいいかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(発言する者あり)

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 これは、今、議論されていることは予算全体像の枠組みについてのことになりますから、総括質疑というのが設けられております。きょうは、朝から部長、課長の方も来られて、それぞれ1款、2款から質疑に入るといふことで、大勢来られております。どこまでこの議論をするのか、委員長の方で判断していただいて、私は、総括質疑で……。

西川委員 俺、先にしゃべってんのに……。

谷原委員 いや、だから議事進行についてです。議事進行について、今のやりとりは基本的な総括質疑になっていると思ひますので、そういうことではなく、直接議会、それから1款、2款、この審議に速やかに入っていただくことを求めたいと思ひます。委員長、よろしくお願ひします。

(発言する者あり)

岡本委員長 わかりました。

西川委員、先に質問していただいて、今後、今こういうことについては総括でお願いするという形にしたらどうですやろう。

西川委員 いやいや、わかってんねん。総括はわかったんやけど、何を言いたいかというたら、増田委員も何を言いたいんかというのか、俺、ちょっと言わせてくれや。いや別に、質問もするやんけ。市長の言い分もわかるやんけ。せやけども、市長は所信表明でもこのことをうとうてんのや。それは、わかんねや。せやけども、この5万人チャレンジを、市長は、俺らははっきりと議会、二元代表制やと、こういうふうに言うている。一方では、議会とも、車の両

輪やから、両輪のように進めていかんなんて言う。それやったら、市長は市長でこの政策を言うのんはええやん、それは。このことは。そうしたら、このチャレンジそのものが、議会がはっきりと、ああ、そうやなと納得して、そういうふうに進めるんなら、わしはわかるんや。市民の人がどんだけのことを理解してはんの。

そやから、市長はこのチャレンジをやんのんは、それは別に市長の政策やから何ら関係ない。せやけども、このここで、人口5万人という冠をかけて、このチャレンジをするための主な事業やと言うてこの項目を上げて、そのためのこの項目を上げているわけやん。それを、この議会の一般会計で予算特別委員会に審議せえと。私が5万人チャレンジのためにこのことを上げているねんと。このことについて、目標でもチャレンジでもええけど、何にも納得もしていない。そんなことも思っていないのに、何でこの冠をかぶせて予算審議に入らなあかんの。この冠を、そうしたらこの部分だけ、災害に強いまちづくりなんて、よう理解できんねん、こんなんは。わかんねや。そやけど、この人口5万人の、そうしたら、はっきり委員長、こういう冠は取ってくれ、それなら。そうしたら、入れるやんか。市長も言うているやんか。そのためと違うと。住宅開発をすると違う。それなら、この冠を取ったらええやんか。違うの。取らへんの。

岡本委員長 いや、ちょっと待って。西川委員からいろんな質疑があることはようわかるけども……。

西川委員 これはおかしい。

岡本委員長 これは新年度の一般会計の予算特別委員会やから、この款項目とあるわけや。その中で、5万人に関係のある部分についていろいろと審議願わんと、今おっしゃっていることについて、これは言ったら、前向いて行かへんから。

西川委員 こういうことをのいてくれたら、何も1款、2款へ行けるやんけ。こんな、総括でやったらええというよりも、これから審議に入るのに、この前提をかぶせられて審議に入れるのか。そういうことやんか。みんな入んねやったら、これは別に何もそんな市長の政策としてやらはることに關しては、別に所信表明でもきちつと言うてはることみたいに、何も構わへん。そやけど、予算審議に入るのに、概要の中で、わし、チャレンジするためにこの予算をこういうふうにしてまんねんと。チャレンジするためにこんだけの予算を上げて、審議に入れと言わんばかりに書いていって、それを前提にこの1款からずっと審議に入んねんと言ったら、これを認めた話やんか。議会、みんな認めているんやったら、入ったらええで。こんな5万人チャレンジなんて、何のあれもないのに、そんなための予算審議をやれやというて言われたら、そなん初めから入れへん、こんなもん。

岡本委員長 それは、西川委員が言うてはるのはわかるけども、私、個人的な判断じゃない、令和2年度の一般会計の予算を審議するわけやから、今、西川委員が言うてはることは、この一般の中に全部含んであるという解釈をしないと、予算審議できへんと。

西川委員 それなら、これを取ってくれたらええやん。この……。

岡本委員長 いやいや、それで、それは理事者側の考え方と議会側の考えがある。そやから、それに対して理事者と議会が討論というのか質疑をやって、議会として、理事者側のやっていることが正しいんか間違っているのかということを持たすと。これを私は議会の仕事やと思って

いますのでね。やっぱり款に入っていないと、ここで今、西川委員がおっしゃることはよくわかっていますけど、それを先にやってしまうと、審議に入っていられへん。そやから、この中に、私はそう思っていますよ、一般会計の中に、きちっと行政側としてこういう事業をやっていきますと、この中でこんなまちづくりをやっていきますんねんということが、この167億円の中に入っていると私は思うとるわけやから、それで審議をしていかないと、今言われたように、その5万人を消せとか言われたら、これは審議に入れませんので。

西川委員 いや、そやから言うてんねん。

岡本委員長 そやから、それはもう西川委員、ちょっと遠慮していただきたいと。

西川委員 取ってくれと言うてんねん、これを。

岡本委員長 いや、それはできへんがな、そなんん。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。よろしくお願いたします。

西川委員も仰せになられましたように、5万人につながる事業について、それぞれ個々の事業の審議の中で、それは議論することはやぶさかではないと。また、予算案の中にそのことが含まれていることについても、それは理解できるということは、よく委員の方からもお言葉をいただいたと存じます。

ところで、議会にご審議をお願いしておりますのは、あくまで予算の議案でございます。議案は款項でございます。そして、その議決項目について、それを説明する議案書の本体がこれでございます。今、委員の方がいろいろと、増田委員も含めて、ご審議をいただいているこちらの資料でございますが、あくまで、これは逆に増田委員の方からも、ある意味、評価をいただくお声をいただきましたが、説明欄を工夫して事業別の予算ということをしていしましたが、やはりこれは地方自治法から同施行令、規則に定めております様式からいたしますと、この形では限界がございますので、それに対する説明資料として、こちらの方で事業別にいろいろな内容をわかりやすく簡潔に補足をしようということで説明をしておりますが、こちらでございます。

その中で、まさに西川委員が仰せになったように、この中の5万人チャレンジということで地道に取り組んでいくような項目にどんな項目があるかということ、それも説明資料として、主なものとして上げているのはこちらでございますので、そういたしますと、逆にこれは委員の方からもお述べいただいていますように、あくまでこちらを款別に審議いただく中で、特に5万人チャレンジとして丁寧に理事者側でも進めていきたいな、取り組んでいきたいなということについて、主なものとしてこの予算概要の方にお書きをさせていただいているということで、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

西川委員 これは、この本体のところみたいに5万人チャレンジと、それじゃあ書けることないから、わかりますやんか、そんなことは。そうやけれども、ここに載ってきたのは、これをもとにしてこの予算を組み立てているということやんか。こういう考えをもとにして、ここへ上げているということやんか。その考えを皆さんが理解してんのか。この1つ1つ、ああ、これ

は5万人と違う、ああ、こんなの何で5万人になんねんと、このやつは何で5万人になんねんと。どういう意味で5万人の予算やねんと。これをやることによって、どこが5万人のところへ近づいていく、チャレンジしていく予算やねんと。そういうふうにせえと言うんか知らんけれども、そうやったら初めからそんなことを、市長の政策として打ち出したやつを審議に入らんなんていうのは違うやろうと。せやから、何も5万人チャレンジのことと違うと市長が言うているわけやん。そのために、あんな住宅開発したり、そなんすんのは違うと言うてんねやったら、いや普通に言うねやったら、この概要書やったら、そうしたら、そんな予算と違いまんねんと言うて、この9ページやったら9ページを削除するんやったら、もう削除したらええやんけ。それで入れるやん。

岡本委員長 今、西川委員おっしゃってんのはようわかるけども、予算というのは、この一般会計の予算が予算書であって、今、増田委員なり西川委員が言うてはるのは附属の資料というのか、この中からというたら、それは理解してくれてはると思うてるわけや。そやから、私が言いましたように、この一般会計の中でいろんな審議をしてもらわないと。これは参考までに、ここにも載ってるけども、ここに載っていると、これはどういうことですかと聞いてもらうのはええけども、今言われたように、5万人がどうのこうのと、そんな議論をやっていってたら、一般会計に入ってもいかないし、何のためのこの一般会計の……。

(発言する者あり)

岡本委員長 いや、消すも消さんも一般会計の予算を審議すんねから、それは関係ないとは言いませんけども、一般会計の予算書が主やから、この予算書に基づいて審議をしていくというのは、私はこの予算特別委員会やと思っているわけやからね。もうそれは西川委員、理解してもらわんと、これは前向いて行かへんわけやし、一般会計予算というのはどういうもんやでということもみんな知ってくれてあるはずやからな。もうそのまま今、進ませてもらいますので、西川委員、悪いけど、それで打ち消してもらいたいと思います。

西川委員 それなら、俺はもうこんな予算審議できへんわ。こんなん。

岡本委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、資料の方についてのご意見がありましたけれども、私も1年生議員で……。

(発言する者あり)

谷原委員 だから、この件について最初に、あれですけど、やっぱりこの議案の審議の中でやっていきたいというふうに思います。先ほど手を挙げましたけども、その意見を述べられませんでしたので、一言だけ述べさせていただきます。

では、質問させていただきます。

35ページです。35ページ、入札・契約事業のところ、35ページのこれはもう説明のところになりますけれども、入札・契約事業、管財課、7節の報償費、入札監視委員会委員報酬費と、これは今年度新たな計上になっておりますので、このことについてお伺いいたします。

それから、37ページ、2款総務費、それから4目財産管理費の中の、これも12節の委託料

になりますけど、説明欄に、新庄庁舎管理事業ということで、これも管財課ですけども、委託料の中に、清掃委託料543万5,000円上がっておりますけれども、これは資料の方に新庄庁舎の管理事業費として14ページに詳しく載っているわけでありましてけれども、その中にも清掃費、それから委託料として清掃費、それから設備等保守点検委託料、それから緑化植栽等管理委託料と、ずっと載っているんですが、電話交換委託料も含めて、昨年度よりもかなり大幅な増額になっております。3割方、4割方、増額になっているものもあります。これがなぜこういう増額になっているのかについてお願いいたします。

それから、45ページになりますけれども、2款総務費の8目自治振興費であります。その、これも説明の方がわかりやすいと思いますが、公共バス、12、公共バス運行委託料というふうにありますけれども、この中にデマンド型の予約を今年取り入れたわけですけども、これについては国から大きな補助金がおりにしているというふうに伺っておりますけれども、予算7,905万6,000円になっておりますけれども、この内訳として、国あるいは県なりの補助がどの程度入っておって、市がどの程度負担している事業なのかということについてお伺いします。

岡本委員長 吉田課長。

吉田管財課長 おはようございます。管財課の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、入札監視委員会の委員報償費につきましては、こちらは議会の方でも、谷原議員の方から、何度かこういう入札監視委員会を設けてはどうかという質疑もございましたので、令和2年度の新年度におきまして、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえまして、葛城市教育委員会、それから上下水道部が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等について、入札及び契約の過程及び内容の透明性を高めるとともに、公正な競争を確保するために、この入札監視委員会を設置するというものであります。なお、予算の7万8,000円につきましては、委員約3名を予定しておりまして、その委員の内容につきましては、今後検討していくことになるんですけども、近隣の市を見てみますと、弁護士、公認会計士、もしくは監査委員さんが入っておられる市もございました。

以上でございます。

続いて、2点目の清掃委託料、それから設備等保守点検委託料、電話交換委託料、それぞれ前年度よりも金額が上がっている、増額しているという理由でございますけれども、こちらは、清掃委託料、それから設備等保守点検委託料、電話交換委託料、3つを合わせまして長期継続契約をしておりますので、この5月をもって切替えになります。そのために、再度見積りを取りまして、その見積りをとった結果、増額となっているものでございます。なお、これはまた入札になりますので、入札が終われば、落札率で金額が下がるものと思っております。

以上です。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願ひいたします。ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。

令和2年度の公共バスのまず委託料なんですけれども、合計で7,905万6,000円でございます。そのうち、公共バスのコミュニティバスの方の運行費用が7,263万円でございます。それで、デマンドタクシーの予算額につきましては642万6,000円でございます。そのうちの補助金の当たっている額のご質問なんですけれども、まずデマンドのタクシーの方につきましては、補助金の方は当たっておりません。また、補助金がどのような制度で入るかと申しますと、国土交通省のフィーダー系補助金の申請は葛城市の方から行いますが、その補助金額につきましては運行事業者の奈良交通の方に入金される仕組みになっておりまして、その補助金額を引いた形で最終精算するという形で、最終契約金額が確定するという流れになっております。以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 入札監視委員会の件につきましては、よくわかりました。近隣市を参考にしながら、3名でこうした構成にするということで、奈良県内におきましては5市が既にこうした入札監視委員会を設けておりますので、今後、入札制度の透明化、公平公正な入札ができるように、新たな前進ができるものと感謝申し上げます。道の駅の問題以降、事業において不正があったわけですから、こうした形で1つ決着を見たことは大変うれしく思っております。

2つ目の新庄庁舎の委託料なんですけれども、これは質問なんですけれども、長期継続契約といっても、ここの予算で出るのは、その中の単年度分ということになるろうかと思ひます。なぜこんな高い見積りになったのかということをお伺ひしたいんですね。既にある費目、消費税分が上がるのはわかるんですけれども、2割も3割も高い予算を計上して、現状とかなりかけ離れたものになっているので、やはりこちら側として、入札にかける前の見積り、これがどんなものになっていたのかということが非常に疑問に思ひるので、そこら辺をもう一度質問いたします。

それから、公共バスについては、よくわかりませんでした。国のお金がどれだけ公共バス運行にかかっているか。それは奈良交通さんに入っているということなんですけれども、入っているからそれはわからないということだったら、わからないで結構なんですけれども、制度の仕組みとして、全体予算がこれだけあって、そして奈良交通さんにこれだけ入っていて、この分は全額、市が負担しているんですよと、全く全額7,263万円が、全額、市から出ているというふうなことなのか、そこら辺がよくわかりませんでした。デマンドタクシーについては、全くこれは持ち出しということになるということとはわかったんですが、公共バスの方をもう一度お願ひします。

岡本委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。よろしくお願ひします。

ただいま谷原委員の清掃委託料、それから長期継続契約がこの金額が高いという理由なんですけれども、前回、3年前、新庄庁舎の3つの業務委託を入札いたしましたところ、落札率が60.75%ということで、本来、見積りを上げてきていただくその金額をもって予定価格

を設定しまして、入札を行うわけなんですけれども、この入札の結果が60.75%ということで、かなり低く抑えることができたということで、今回改めて見積りをとると、本来の正規の金額が上がってきているということでございます。

以上です。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員のご質問で、補助金の流れなんですけれども、令和2年度分の申請が5月以降、6月以降で国の方に申請いたしまして、確定するのが翌年の3月になります。その確定した額が奈良交通の方に払われまして、その額と運賃の収入額とを差し引いた額で最終契約するという流れになっておりますので、毎年、国庫補助金の額も変わりますので、その額については今わからないんですけれども、流れとしては最終の3月で精算するという形になっております。現在の予算については、当初で全体額を市が全額、一旦契約いたします。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、新庄庁舎の委託料につきましては、内容はわかったんですけれども、確かに我々も公契約を結ぶときに、とりわけ人件費がかかるところについては、やはり単価を下げればいいという考えではありません。したがって、当然この人件費の部分は上がってきているということで、そういうことも見合いながら、市として算定した金額が大体おおよそこういう見積りになったということであれば、それはやむを得ないと思いますので、あとは入札段階で業者がどの程度それで入札するかということになるということになります。一応そういう形で見積もられていることはわかりましたので、ありがとうございます。

それから、公共バスの方は、まだわからなかったんですけれど、またお尋ねしておきます。私が聞いたかったのは、7,900万円余り、こういうふうに出ているけれども、最終精算したら、それが戻ってきて、市負担はそんなにかからない部分、それがどの程度なのかということがちょっと。決算も見てみますので、ありがとうございました。

岡本委員長 それでは、議長の申出によりまして、休憩をいたします。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時53分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

理事者側に求めます。今、西川委員の発言ありましたように、予算の概要書の5万人チャレンジの項目を消すんか消さへんのかということの質問がありましたので、市長の方から答えていただきたいと思います。

市長。

阿古市長 先ほども申し上げましたように、施政方針の中でも述べさせていただいております、葛城市は活気あるまちづくりを目指したい、これは私の思いでございます。年数はかなりかかるとは思いますが、15年、20年先、やはり一定の目標を持った中で、そのまちづくりに向かっていきたいという思いがこの予算に込められております。予算のその項目1つ1つをご審議い

ただきまして、細やかな予算編成をしておりますので、ご意見を頂戴できればという思いでございます。

5万人チャレンジ、非常に刺激的な言葉だと、皆様方、お思いやと思います。あえてそれを申し上げるといいますのは、やはり私の市長としてのこの葛城市に対する思いでございます。どうかご理解を賜りまして、ご審議お願いを申し上げます。

以上でございます。

西川委員 今、市長おっしゃった、どうしても市長の思いやから、この人口5万人にチャレンジしていく。しかし、それは、そのことを直接的に求めているような事業ではないんやと。こういうことが、本当に5万人のチャレンジのためにこういう予算審議を、これを反映したこの5万人チャレンジ、概要説明やさかいにとおっしゃるけれども、この数字そのものが予算書に出てくるわけです。ここに上げてある数字そのものが。そういうふうなことで、この5万人チャレンジのための審議を、このための審議を議会の予算特別委員会に、ここに上がってるねんから、そのための審議がええか悪いか、それが5万人のチャレンジにつながるのかどうかという、そこの大項目がある。そのために予算審議をせえと、こういうふうにもうおっしゃっているんやから。それは、そういうふうな考えのもとに予算を委員がされるというんであれば、僕がとやかく言う必要はないので。

僕は、そういう、ここに上げられた項目、5万人のチャレンジというふうなためにこの事業をやんねんというのんは納得できませんので。先に言うときます。総括で言うたらええかどうかは別にして。委員長もそういうような進め方をされると言うんやったら、こんな5万人のチャレンジと初めから言われている、この反映された予算書、言わはるように、この予算書で審議すんねや。これでせえへんの、そんなん初めからわかってある。そやけど、この同じ数字がここへ出てあるということです。ということは、初めからそういうための審議をやるということやさかい、それはそれで委員の方々、そういうふうにして審議されたらよろしいやん。俺は、総括でまた言いますけれども、そういうための審議やということには、なかなか参加しにくい。

岡本委員長 ただいま市長の答弁、西川委員の説明がありましたけども、皆さん方はご理解いただいたということで、今までどおりに一般会計の予算の審議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時08分

岡本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

それでは、1款、2款につきまして質疑を求めていきますので、よろしく申し上げます。

増田委員。

増田委員 それでは、お願いをいたします。

先ほどの議論の中で、いろいろとこの概要資料についての議論ございました。私も、最初にこの9ページ、10ページに対する異論を唱えた人間として、今後の審議につきましては、

市長なり理事者側から説明のございました、住んでよかった、住みたいまちを目指す事業としての1つの冠として5万人だと、ここをつけたと、こういうふうなことで、それぞれの議案のところでご審議、お問合せをいただくというか、こういうことでもございました。先ほど1款、2款、吉村部長の方から概要についての説明をあらかじめしていただいたわけでもございますけれども、これ以降、重要な事業とされております5万人チャレンジ事業、それから災害に強いまち、こういう重要だとされて、列記されている部分についてのご説明は、事前にご丁寧にあらかじめの説明の中でご配慮いただいたらどうかというところで、まずそのことをお願いしておきます。

それでは、中身でございます。38ページでございます。財産管理費の当麻庁舎管理事業、工事請負費779万6,000円。この内容についてお尋ねをいたします。

2点目でございます。その下、公用車管理事業、備品購入費の公用車購入費842万4,000円。これは電源供給車と、こういうふうにお伺いをしているわけでもございますけれども、この内容、それから主要目的、その辺のところをご説明お願いいたします。

それから3つ目、その下、39ページになりますけれども、市有財産管理事業の委託料、公共施設再配置検討支援委託料2,000万円。

この3点について、内容説明を求めます。

岡本委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの増田委員の1点目、当麻庁舎管理事業の工事請負費の内訳になりますけれども、こちらは当麻庁舎の外壁安全対策工事といたしまして約664万6,000円。それから、公用車を購入いたしますので、その公用車というのが電気自動車になるんですけれども、そのためE V急速充電器の設置工事、こちらで15万円。それと、緊急対応分といたしまして100万円を計上しております。

続きまして……。

岡本委員長 公用車やで。2台分。

吉田管財課長 こちらは公用車2台分になるんですけれども、こちらは電気自動車、これはハイブリッドカーなんですけれども、購入を予定しております。

それと、最後の再配置の委託料になりますけれども、公共施設再配置検討支援委託料の内訳についてなんですけれども、こちらは、目的といたしましては、葛城市内に高度経済成長期に整備され、築後30年以上たった公共施設が多数存在しているわけでも、とりわけ築後51年を経過した当麻庁舎の老朽化状況等を踏まえ、当麻庁舎周辺施設及び新庄庁舎の再編の方向性を検討する必要があるということで、この庁舎で執務を行う職員みずから新庄庁舎と当麻庁舎の役割分担等を検証いたしまして、利用者にとってよりよい方向性を検討していけるよう、アドバイザー業務及び再編計画の推進に係る民間活力導入の可能性調査支援、費用試算等を委託するものであります。

内容につきましては、この再配置の検討を支援することにつきまして、管財課1課ではなかなか進みませんので、職員全体ということで職員研修、これは主に各施設の管理者

を中心に職員研修を行うという予定と、それから職員のワーキンググループを設置するところと、あと民間活力導入に係る市場の調査を支援していただく分、それから再配置に要する改修費用等の試算も考えております。さらには、公共施設の再配置の基本構想というものの策定支援、それと最後にパブリックコメントの実施という内容で計上しております。

以上です。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。1点目の工事請負費、當麻庁舎、664万円の外壁を修理するということ、3番目にお尋ねした公共施設再配置検討支援委託料、今後のための検討会を開くのと現状の修復という、この2つですよね。もう一つは、市有財産管理事業の中の報償費として、ファシリティマネジメント検討委員会報償費、まだここによく似た検討をされておる組織といいますか委員会があって、その整理をしないで同じような検討を、先ほど説明のあった再配置検討を全職員横断、職域横断的な研修も含めてやっていこうと。これは両方で動くんですか。ファシリティマネジメントは、とりあえず残しておくということなんですか。統合とか、その辺の整理のことは考えておられないのかなというのが1点です。

それからもう一つは、この664万円で補強になんのんかということなんですよ。災害の補強になんのんかと。外壁、壁の塗り替え、落ちた壁を塗るだけなんか、芯は一緒なんか。これは判断が遅くて、無駄な費用がここでかかっているというふうなことなのか。ただ、補強となれば、これは安全対策として、非常に市民の皆さんも職員の皆さんも安心される場所なんですけども、この外壁工事の目的と成果、効果、その辺のところを再度お尋ねします。

それから、私、今、説明あった2台、ハイブリッド車やというふうに説明を受けたんですけども、電源供給車やというふうに最初、当初、事業の内容の説明をお聞きしたときには、そういうふうに聞いたんですよ。だから、ちょっと特殊な、災害のときに、そういう災害地に持って行って、避難所で活躍をされる車なんかと思ったんですけども、ハイブリッド車といったら、この辺で乗っておられるプリウスとか、その辺の車を公用車が古くなったので2台入れ替えはったんかなと、そういうふうな感じでお聞きしたんですけども、いやいや、そうやないと、災害用ですよというふうなことなんか、再度お尋ねをします。

岡本委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。よろしく申し上げます。

まず、1点目のファシリティマネジメント検討委員会と、それから再配置の設置委員会、2つの委員会があるんですけども、ファシリティマネジメント検討委員会というものは、今までにファシリティマネジメント計画であるとか、総合基本計画であるとか、そういった計画の策定を目的にした設置目的になっております。今回、再配置の検討委員会というのは、當麻庁舎周辺の再配置を検討するに当たって、新たに設けようというものでございます。

それから、2点目の當麻庁舎の外壁の工事になるんですけども、こちらは去年、當麻庁舎の外壁が剥離したという状況がございまして、その剥離状況を緊急で調査していただきまして、その結果、剥離するコンクリート片が落ちないように、落下防止するためのセーフティーネット等の設置が望ましいという結果をいただきましたので、今回、外壁の工事という

形で計上させていただいております。

3点目の電気自動車、これはハイブリッド車という車のことなんですけれども、これはPHEVといいまして、電気自動車、EVでもあり、更にガソリンを使っても動くという、両方のいいところどりをした車でありまして、その車を購入することによって、委員おっしゃいましたように、災害時に電気の部分を充電という形で使えるというメリットがございます。さらには、ガソリンも使いますので、本来、電気自動車でしたら、電気がバッテリーになくなってしまおうと、それで動かなくなってしまうんですが、このPHEVというものはガソリンも使えますので、電気がなくなってもガソリンで動く分は稼働するということで、すごくメリットが高いという、こういう公用車の購入を考えております。それで、ガソリンを使って発電ができるという車でございます。

以上です。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。まず、公共施設再配置、私は、ファシリティマネジメントが基礎といたしますか、今後の公共施設のあり方についてという検討をしていただいたものをもとに次のステップを踏まれているのであれば、いい形でファシリティマネジメントの委員会というのを並行して動かすのんかどうか、これはもう円満解消といたしますか、ご苦労さんでございました、それでは引き継いで、こういうふうに進めさせていただきますと、こういうふうになんのかなと思ったんですけども、この2つ、いつまでもこういうふうな並びで、どちらも同じようなことを両方で議論されているというのが、私はいかがなもんかなと。早速、整理をされてもいかがなもんかなとは思いますが。もう言いつ放しでございます。

それから、當麻庁舎の外壁が壊れているので、壁の塗り替えやと。私がお聞きしたかったんは、これで安心できるんですかというお尋ねをしたつもりなんですよ。もう推測で物を言います。これは、補強にはなっていない。ただ外側の壁を塗り替えただけやということでしょう、恐らく。いや、私、悪口を言うているんじゃないです。そういうふうには、とられんかったんで。いや、補強ですというふうに。

(発言する者あり)

増田委員 ネット。

岡本委員長 落下防止。

増田委員 なるほど。いずれにしても、補強にはなっていないと。落ちてくる、けがの防止をしたと。600万円でネットですか。わかりました。

それから、公用車2台、これは何で災害に強い事業やと言うてくれはらしまへんの、ここで。これは言うてくださいよ。これで今後の災害のときに、さっき列記してくれはった災害に強いまちづくりの主な事業、この一環でこれだんねんと。タイムリーな質問やと、私は思いましたけどね。

(発言する者あり)

増田委員 5万人のんでつか。いや、5万人と違うやろう。災害に強いやろうと思うんねんけど。なら、ああ、そうですかと。ここでそういう配慮をした事業を取り入れていただいと

うことを、その都度、確認させていただけたのかなと思いましたが、わかりました。外壁は、セーフティーネット、外壁の安全ネットやということで、理解をさせていただきます。ありがとうございます。

岡本委員長 質疑を行います。

松林副委員長。

松林副委員長 私の方は、33ページの総務費、1項総務管理費、一番下の人事管理事業1,125万1,000円計上されておって、その下に講師謝礼という95万5,000円とあるんですけども、これは職員さんの研修にかかわる予算かということ。そして、それであれば、職員さんの研修のカリキュラム、どのような方向性で研修をされておるのかという、この質問と。

そしてもう一つは、47ページ、2款総務費の1項総務管理費、目では一番上の部分の空家等対策協議会委員報償費、そしてまたその下にあります空家等対策実施支援業務委託料、これは新規の予算でありますけども、この委員会はどのような委員会なのかという。それで、構成メンバーですね。そしてまた、下の空家対策事業の委託、これはどっかに委託されとるんですけども、この窓口、これは一体どういうふうな委託をされておるのか、この質問、2点ですけども、お願いします。

岡本委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いいたします。

松林副委員長の講師の謝礼95万5,000円の内訳について説明させていただきます。

まず1点目が、接遇研修でございます、これが1回当たり3万円の16回、48万円。それから、コンプライアンス研修でございます。これが3万円の8回で24万円。それから、人事評価研修、これが1回5万円の4回で20万円。その他、職員採用試験にかかわりまして、臨床心理士の方に講習いただくのが3万5,000円ございまして、合計で95万5,000円となっております。

以上でございます。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの松林副委員長のご質問にお答えいたします。

まず、空き家の報償費38万円の関係でございますが、葛城市には特定空家に指定されている空き家はそもそもございませんが、空家等対策の推進に関する特別措置法で、特定空家の指定は市長の権限でできるものですが、令和2年度につきましては、やはりこのような物件が起こった場合に、専門家の意見も聞く必要があるということで、今回予算を報償費で計上させていただいております。

内訳としましては、1回8,000円の8人の5回程度、また委員長につきましては1万2,000円の5回程度で、想定している専門の委員さんといましては、他市の状況も見ながらまた進めてまいりますけれども、参考といましては、土地家屋調査士、司法書士、不動産鑑定士、自治会の関係者の方、民生委員さんなど、専門の方のご意見を聞きながら進めるという形で、枠取りで計上させていただいております。

また、空き家の相談窓口と委託料につきましては、令和2年度に、NPO法人の空き家コンシェルジュに、空き家のデータバンクの管理業務を委託しております。それを令和2年度も引き続きまして、継続して業務委託するものでございます。また、市の相談窓口としましては、1次窓口が企画政策課の方でご相談いただいて、関係課につなぐという流れになっております。

以上でございます。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 職員さんの研修につきましては、待遇とコンプライアンス、人事評価、ここらが主なカリキュラムの内容ということですが、市役所の業務というのは、市民の皆様が本当に快適に日々の生活を送ることができるようにサポートをする仕事であろうかなと、このように思います。非常にやっぱりストレスがたまる仕事でもあろうかと、このように思います。よき仕事を生み出すには、よき職場環境ということで、特に上司と部下、私も議員になる前、一般の会社におったんですけども、上司と部下、一般職と管理職、この信頼関係とか、またコミュニケーション、横とのコミュニケーションとか、上司と部下の信頼関係、ここらをいかに築くのかと、こういったよき職場環境をどうやって築くのかという、これも非常に大事な部分ではなかろうかと思うんですけども、そういった部分の視点も捉えたカリキュラム、こういうお考えはないかという、このこと。

そして、空き家の件につきましては、私が認識している今までの一連の流れというのは、平成29年度の空き家の実態調査で411件あった。そのうち、物理的な状況、維持管理、その他の状況から、非常に具合が悪いよと、倒壊の可能性もあるよという、こういう物件が38件、これを抽出された。それで、平成30年には、この空き家の実態調査によって、空き家と推定される物件411件のうち、所有者が特定された354件にアンケートをとられるという、それで回収したのが208件で、6割近い人の回収率があった。そして、令和元年度に入りまして、この調査に基づき、空き家の利活用、それからコンシェルジュ、こういうふうな形で依頼をされたのかなと。それで空き家の相談窓口を開設されたということであろうかと思うんですけども。つまり、空き家と推定される物件411件のうち、208件以外の残りの203件についてはどのように今後するのかという、こういう方向性が、411件のうち半分、ここらは今後の方向性が決まっていない。先ほどの倒壊の可能性のある、ここにでっせ、先ほどの倒壊の可能性があると抽出された38件、このアンケートの中に反映をされておるんか。アンケートで返ってきたんかどうか。ここらも含めてお願いをいたします。

岡本委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願ひいたします。

先ほどの松林副委員長のお尋ねの件なんですけれども、集合研修といたしましては、人事評価の中でコミュニケーションについては講習させていただいております。また、それ以外に、奈良県の市町村合同で、市町村研修センターというのがございます。そちらは橿原にあるんですけども。そちらの方で、個別の参加型の研修で、マネジメント力の向上研修であったり、課長補佐、課長級の研修というのを行ってございまして、そちらに個別に参加してい

ただいたような形にはなっております。

以上でございます。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの松林副委員長のご質問なんですけども、今後の方向性なんですけども、まずアンケートで回答いただけなかった、所有者の特定できなくて回答いただけなかった、この中で倒壊が予測される家屋38件につきましては回答がなかったという記憶しております。なお、今後の方向性といたしまして、地元の方からご相談いただきまして、また私たちが出向きまして、必要な措置を講じていくという流れで対応していきたいと思っております。

以上です。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 先ほどの人事研修の件なんですけども、本当に非常によい職場環境というのは、コンプライアンスも含めまして、本当によい仕事を生み出す、こういう源泉でもあります。こういった面も非常に大事な部分になってくると思うんです。ここらも非常に、ここらの方向性もしっかりと考えていただいて、職員さんの研修をしていただきたいと、このように思うところがあります。

そして、空き家の面なんですけども、空き家と推定される物件411件のうち、空き家の利活用として対応するという部分、しっかりと進めていただきたい。利活用の部分はね。そしてまた、管理不全な空き家の対策、特定空家として対応しなければならない、こういう部分もあります。これも非常に難しい部分もあるんですけども、今後非常に大事な要素ともなっておりますので、ここらもまたどうかしっかりとよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 ただいまの松林副委員長の関連ということでございますので、先にこの点についてお尋ねをいたします。

33ページの人事管理事業の中で、先ほどご答弁ございました講師謝礼のカリキュラムの中の接遇、そしてコンプライアンス、人事評価、そして臨床心理士という内訳の中の接遇についてお伺いをいたします。

私も、以前、接遇の研修につきましては、市長の肝いりの接遇ということの重要性ということをお前の決算特別委員会でお尋ねをさせていただきました。今回の予算に上がるのが3回目になる、3年目になるのかなと思うんですが、決算ベースで平成30年の決算で評価をさせていただいて、そして令和元年度、そしてこの令和2年度ということで、今度、令和2年度は3回目になるということでございますが、3万円の16回、回数としては、全職員に対する接遇の研修であると。この内容が、そのときに思い出しますと、レベルアップをしていて、接遇の研修をすると。1回目、2回目、どのようなレベルアップがあったのかということと、それからその成果、2回の成果、1回の成果しか聞いておりませんが、これは順次、毎年やっていくということでございましたので、非常に費用も、コンプライアンス研修より

もかなりお金をかけた重要な施策の1つとしてされておられます。実際に職員がこの成果を受けて、どのように変わられたのか。市長が見て、評価できるというような内容がどこにあるのか、ぜひこの際聞かせていただきたいのと、次の3年目にどういうレベル、級、上級になるのか中級になるのかわかりませんが、そのレベルアップする接遇がどのように反映しているかということ詳しく教えていただきたいと思います。

岡本委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。

先ほどのお問いなんですけれども、基本的には、今年度につきましては、接遇の中でも、特にクレーム対応を中心とした一步上級の研修させていただいております。前年度につきましては、基本的な、例えば名刺の交換であったり、椅子の座り方とか、そういうものを研修させていただいていたんですけども、今回はクレーム対応ということで。来年度につきましては、いろんなレベルの職員がいますので、1つの同じ内容というのは考えずに、若手の職員につきましては、前回と同じ内容にはなるかと思えますねんけれども、基本的な研修をさせていただく。今まで過去2回受けている職員につきましては、更に例えば電話の応対でありましたり、狭い範囲の研修を詰めてやっていこうかなと考えてはおります。

その効果なんですけれども、こういう研修につきましては、すぐに目に見えてというのはなかなか難しいかなとは思っておるんですけれども、職員のアンケートなり見させていただきますと、目からうろこといいますか、なるほどというような意見を聞かせていただいておりますので、効果があるのではないかと考えております。

以上でございます。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 非常に初級は、一通りの接遇として基本的なことを教えになられた。2回目は、クレーム対応について。今、2回目なんですけど、次ほどのような研修をされるかということの答弁が漏れているのではないかなと思います。それをまず聞かせていただきたいということ。

確かに難しい評価だと思うんですけれども、先ほどのなるほどと言われるところも、もう一回答弁に入れていただきたい。

それで、もちろん私は、クレーム対応につきましては、よく市民の方と、市の職員との対応について間に、よく市民の方から、こんなこと、こういう対応だったから、非常に不本意な状況、納得いかない対応だから、一緒に行っていただいて、言うてはる内容についても理解できない部分もあるということで、よく一緒に行くんですけども、心から対応をしていくという、そのなりふりは、当然この研修で成果があるものだと思っております。

電話対応につきましても、声だけの対応であるので、もちろんその声1つが市民にどう映るかということも大切なことだと思いますけれども、コンプライアンス研修というところの重要性というのを、前回、職員の非常に不正な事務処理が目立って、コンプライアンス研修にはぜひ力を入れていただきたい内容であるということは、ここにいらっしゃる委員の皆様も既にご承知やと思うんです。このウエートが、コンプライアンスについては、もうこれで大体のそういった研修は終わっているのか。それでも接遇にこれだけお金をかけないといけ

ないところに、この次の人事評価、その成果が人事評価にきっちりつながって、優秀な職員であるという評価につながっていくのであれば、それはそれでこの着目点というのは、きっちりコンプライアンス研修の中で上司が判定したりしていく要素であると。その対応について、個々の課でチェックをしていると。というものでなければならぬし、朝の例えば挨拶1つにしても、人と人のふれあいの中での挨拶の対応はどうであるかというようなことは、我々議員にとりましても、そういうところは目に映るところであります。

本当に、ああ、変わったな、この市役所、変わったなと言われるような状況を期待しております。その成果をぜひ表現していただかないと、ここでインターネットで映っている市民の皆様にも、やっぱり私たちとしても、議員がここにお金をかけている、市民の税金でお金をかけているという、大切なお金をかけている意味が市民に映らないとだめなんですよ。本当に市民の方が、私たちと、議員を挟んで「市役所さんの言うていることがあまりにも冷たいねん」と、こういう答えが返ってくる中で、「いやいや、今、頑張っただけで接遇研修を受けてはるから、きつとうまく対応していただけますよ」と言われるような、その効果を期待しています。そこについて、先ほどのなるほどと言われるようなことが改善していくのかどうかという、これからの方向性も含めて、ご答弁をいただきたいと思っております。

岡本委員長 できますか。部長。誰がすんの。

吉川部長。

吉川企画部長 川村委員の質問にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、ただいま申しましたように、職員の研修をやっぱり日々重ねていって、その実践に基づいて、いろいろレベルが上がっていくんやろうと思っております。それを上げるには、やっぱり気づきという、こうせなあかん、こういうことが相手に対してどういう感情で伝わるのかとかということら辺が、気づかんとやっぱりわからん部分がありますので、その気づきを与えるためのまずは研修やと思っております。それを実践することによって、いろいろレベルが上がっていくということで、年々年々継続して研修は行っていかなあかんやろうというふうに思っております。

接遇研修につきましては、まず1回目は基本的な事項ということで、全員同じような内容。今年についてはクレーム対応ですね。その中では、対面での対応の仕方であったり、電話での対応の仕方であったり、こういう部分はやっぱり気をつけなあかんなどということら辺をいろいろ教えていただきましたので、それを実践にまた生かしていくというのが一番やと思っております。

今後につきましては、先ほど課長の方が言いましたように、レベルに応じて、また新しい職員さんとか年数の短い職員さんは、もう一度基礎的な部分をやり直すとか、レベルに応じた感じで来年度は考えていきたいということで、今どのような研修をするかというのを計画しているという状況でございます。

以上でございます。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 最後、言いつ放しですけども、民間の人が新入社員のときに研修を受けるときに、人がつくる営業利益というものが、もうまさしくその接遇にあると思っております。私は、ぬるいこと

を言ってもらったらだめだと思うんです。しっかりと成果をつくるため、お金を100万円もかけているんだから、即効性、それを市民は期待していると思います。そんな生ぬるいものではないということをあえて提言させていただきます。それほどしっかりやらないと、民間との差がつかます。市役所はお金をかけなくても、それが当然、いろいろな人事交流の中でやられているというんだったら、市民は文句言いませんけれども、お金をかけてやっているんですから、しっかりとした成果をつくっていただきたい。これはもう民間レベルでお願いしたいと思います。ゆっくり、生ぬるいものではないということを肝に銘じてやっていただきたいと思います。市民にそれが映るように、はね返るような待遇をぜひ期待しております。よろしく申し上げます。

岡本委員長 次、梨本委員。

梨本委員 おはようございます。梨本です。よろしくお願いいたします。

私は、まず38ページなんですけれども、4目財産管理費の新庄庁舎管理事業の中にございます照明設備賃借料123万4,000円。それと、こちらの概要の方を見させていただくと、その下に、気中開閉器設置工事というものがございまして、この2つともが新規になると思うんです。この内容をまず1点目、教えていただけますでしょうか。

続きまして、先ほどの増田委員の関連になるんですけれども、39ページの公用車購入費、こちらの方、PHEV車2台ということなんですけれども、これは新たに何か用途を設けて購入されるのか、それとも既存の車と交換されるのかということを含めて、再度教えていただきたいと思います。

3点目の質問が、44ページ、こちらの自動車急発進等抑制装置設置補助事業というところで、この補助金が60万円計上されています。こちらも新規と思いますので、この内容について教えていただけますでしょうか。

以上3点、よろしく申し上げます。

岡本委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの梨本委員のまず1点目ですけれども、照明設備の賃借料につきましてご説明させていただきます。

こちらは、新庄庁舎の照明器具が老朽化と器具の生産中止によりまして、交換に適切な時期を迎えているため、LED照明への入替えを行うもので、その入替え費用につきましては、庁舎全ての照明を一度に交換とした場合に、初期費用、イニシャルコストに多額の費用がかかるため、設計と施工、保守を含めたリース契約を予定しておりまして、このLED化による電気料金の経費削減分で賄うことができ、かつコスト削減のメリットができるよう試算し、8年リースの賃貸借方式を採用させていただき予定をしております。なお、この予算計上額は、導入までの準備期間を考慮いたしまして、令和2年の10月から6カ月間の積算をしております。

それから続いて、工事請負の中の気中開閉器の設置工事、こちらにつきまして説明させていただきます。

こちらは、業務を委託しております電気保安業務委託業者の方から、点検をしていただいているんですけども、新庄庁舎の構内高圧ケーブルで万が一電気事故が起こった場合、受電設備の責任分界点、この責任分界点というのが、ここまでは電力会社の持ち物ですよ、ここからは市役所の持ち物ですよという、その分界点に主要開閉器が設置されていないために、事故により関西電力変電所の開閉器を遮断してしまい、配電線の停電となり、この付近一帯に迷惑をかけるおそれがあるため、この気中開閉器というものを設置するものでございます。なお、この気中開閉器というものは、PASという言葉でもあらわされていて、このPASにより、電力会社との責任分界点、それから波及事故防止の役割があるものでございます。

それから、3点目の公用車の購入につきましては、これは新たに2台、新規で購入するものでございます。

以上でございます。

岡本委員長 吉村部長。

吉村総務部長 ただいまの梨本委員の2問目の質問でございます公用車についてということでございます。こちらは、当然ながら、災害に強いまちづくりの実現に向けた取り組みの1つでございます。2台購入するわけでございますけども、それぞれ両庁舎に1台ずつ配備をいたしまして、もし、こういったことが起こらないということが一番ありがたいのでございますけども、災害が発生したときに、避難をされている方々にとって情報を収集することが一番安心につながるという部分もございますので、そういった携帯電話の充電等が速やかにできるように、電源供給のできる車ということで予定をいたしておるところでございます。

通常の場合は、当然ながら、公用車として利用をさせていただくわけでございますけども、何分ハイブリッドということでございますので、先ほども管財課長の説明ございましたように、電力会社からの電気の供給がとまった場合であっても、ガソリンが入っている限り発電をし続けるということでございますので、そういった対応がいち早くとれるようにと。当然ながら、携帯会社から電源供給車も来るわけでございますけども、そこまでの間、お困りの場合が想定されますので、そういったところで供給車を購入し、素早く配置できるようにと、ということで、予算を組ませていただいたところでございます。

以上です。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの梨本委員のご質問で、自動車急発進等抑制装置の設置補助事業でございますが、こちらは、昨今の情勢で、高齢者のアクセル、ブレーキの誤操作により、重大な事故が全国的にも起きておるところでございます。その中で、運転免許の自主返納制度もございますが、今なお自動車は高齢者の病院等への通院や、社会生活上、必要不可欠な移動手段ということから、制度の活用が進まないのが実情であります。そこで、高齢者が運転する自動車の発進時にアクセルペダルの踏み間違いをした場合に、急発進及び急発進を抑制することで、アクセルペダルの踏み間違いを防止することを目的に製造された装置でございます。こういった

ものを自動車に後づけ設置する費用の一部を補助する事業でございまして、これにより高齢運転者の交通事故防止と交通事故の被害軽減を図るものでございます。

補助の内容としましては、後づけ装置の設置費用の2分の1の補助とし、補助限度額は3万円ということで、予算計上としましては1基当たり3万円の20件相当の60万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 ご説明ありがとうございます。1点目の電気設備賃借料と気中開閉器設置工事に関しましては、承知いたしました。

2点目、災害時電源供給車の購入費用ということで、両庁舎に1台ずつ、災害時の非常時の充電も兼ねてということで、今ご説明いただいたんですけども、このPHEV車というのがそもそも特殊といいますか、自動車会社においても、ある程度車種なんかも限定されてくるのかなというふうに思うわけなんです。この車に関して言うと、例えばもう特定の自動車会社と何らかの契約をしていくということであれば、何か災害協定のようなもので対応ができなかったのか。例えば、これは三郷町の事例なんですけれども、三郷町は本年度の1月27日に日産自動車さんと提携をされて、災害時にはこういった車両を無償貸与するというような協定を結ばれておるというのを聞きました。そういったことも含めて、購入した方がいいということであれば、その辺の内容をもう少し掘り下げてお聞かせいただけると助かります。

3点目の自動車急発進等抑制装置に関しましては、これはもう社会的な関心も非常に高まっておりますと思います。ということで、3万円掛ける20台、2分の1補助ということで、今、課長の方からご説明ございました。これに関しては、まずもって今年度からの予算ということで20台ということだと思っておりますけれども、もしかすると高齢者の方もこの予算で本当に足りるのかというところがちょっと心配になってくるんです。申込みがこの枠内におさまればいいんですけれども、もう早期の段階でこれが打ち切られてしまうと、またその結果、事故につながるということが起こっても、非常に残念なことでありますし、この補助に対する条件、例えばこういう方を優先して補助をつけさせていただきますとかということがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

以上、2つ目と3つ目だけもう一度教えていただけますでしょうか。お願いします。

岡本委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。よろしくお願いいいたします。

ただいまの梨本委員の公用車の詳細のことにつきまして、災害協定の部分も含めまして、回答させていただきます。

いろいろと公用車を購入するに当たりまして検討いたしました。その中で、EV、これは電気自動車、それからPHEV、これは電気自動車とガソリン車のあわせ持ったもの、そういったものをいろいろと車種等を検討しました。中でやっぱり日産リーフというのものも、検討の中には入っておりました。三郷町でもそういう災害協定を結ばれているという新聞記事

も拝見いたしました。日産と協定を結んでおられる自治体というのが、特に関東の方で、特にやっぱり千葉県の方で災害が起こった際に日産と協定を結ばれたという、関東の方の自治体が多いということも把握しておりました。その検討する中で、電気自動車であれば、災害時に電気を供給する際に、電気がなくなってしまうと、もう供給できないということで、電気とガソリンのあわせ持ったものを購入することで、電気がなくなったときもガソリンで充電していただくことができると、そういう車種を選んでおります。

以上でございます。

岡本委員長 市長。

阿古市長 今、課長の方から答弁があったんですが、ちょっと質問の趣旨とは外れているように感じましたので、答弁させていただきます。

今回の車は、確かに通常の公用車の買い替えに当たって、そういう形、電気自動車を優先していくという方式をとっております。実はこの検討といいますのは、昨年も実は申し上げたかも知れませんが、公用車を電気自動車化することによって、災害時の使用と、大きい意味は二酸化炭素の話もあるんですけども、そこまで申し上げるのにはあまりにも台数も少ないですから申し上げてはいたんですけども、やはり行政の姿勢として、通常、公用車の買い替えに当たっては、災害対応もできる車に替えていきたいと思いますという考えに沿って、配備をするものでございます。当初は、そういう補助事業がないのかを1年間模索いたしました。使えるものがあるのかなというような報告もあったんですけども、最終的にそれが補助事業の対象にならなかったということでございますので、市としての方針として、公用車の買い替えに当たっては、災害対応もできる電気自動車、また二酸化炭素等の市の考え方もございますので、その方向の整備をしていくという考え方でございます。

委員ご指摘の日産リーフ、これは車種名が出ますのでちょっとあれなんですけども、そういう提携の話も検討課題にはあったんですけど、常用として使っていく、もう常に市が使っていく公用車で導入していくという考え方でございますので、また特別な事情のときだけ使うという考え方とは別の視点からの予算づけでございます。

以上でございます。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課竹本でございます。

先ほどの梨本委員のご質問でございますが、対象の優先ということでございますが、まず先ほどちょっと説明不足であったかわかりませんが、こちらの制度は来年度の予算要求の計画時から考えていた計画でございますが、その中で、昨年の12月に、国のサポカー補助金制度ということで、新たに補正の事業として閣議決定されており、その部分については、新車の既に設置済みの車であったり、後づけの分について補助をされる制度も国の方ではもう閣議決定されて、3月に整備され、創設されているところでございます。こちらの国の補助制度の条件につきましては、基本的には国と市町村が、独自でやられている市町村も既に県内でもございます。そういったことで、並行はできないという方針を今打ち出されているところでございます。今、国としましては、補正の部分ということだけでございます。

来年度については、まだ明確な決定はされておられませんので、来年度については部分というところで、今年度中については既にその制度で対応される方もございます。という中と、場合によっては繰越しも一部検討されているところがございます。そういった補完制度という中では、うちの計画がそういう補完制度にもなったところがございますが、補助対象者としては、補助対象申請時には満65歳以上とか、自動車の保有者であるという条件を検討させていただいているところです。補助対象車としては、自家用と考えられる普通車、小型自動車、軽自動車等ということで、営業事業用の車であったりとかリース車は対象外という検討はさせていただいている。

今のところではそういうことで、対象者も多数と考えられるので、優先的な条件というのは、特に今は考えていない。その辺はまた、補助の創設について、いろいろ協議、議論させてもらった中で、よりよいものにしたいと思います。

以上でございます。

岡本委員長 市長。

阿古市長 今のも質問の趣旨とは若干変わっておりますので、そのことについてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、実は高齢者の運転等の事故が非常にマスコミ等で取り上げられた時期がございました。その当時に、補正予算を組むべきか、補助装置を助成するべきではないかという考え方を持っておりました。ただ、やはりある種、方針を打ち出す事業としては、当初予算がふさわしいであろうという思いの中で、令和2年度の当初予算まで待ったわけでございます。ただ、その間に国の方がそういう補助事業を創設いたしました。それでも自動車販売等の直接メーカーが国から補助金を受けられるような形のもの、今申し上げました行政経由で行くものという形になるわけでございます。それで、国の方が急遽そういうふうな制度をつくりましたので、更にそれに葛城市の場合はプラスアルファする補助要件を持つということでございます。

それで、委員がご質問の一番の趣旨は、これが例えばその台数が3万円が20件でございますが、それ以上の件数になった場合にはどうしますかということでございます。それは、やはりその基準に、補正予算も含めまして、数字としてかなりオーバーするようであれば、前向きに考えていきたいという気持ちでございます。委員がご質問で聞いたかったのは、一番その部分かなと思われましたので、返答させていただきました。

以上でございます。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。市長に丁寧にご答弁いただきましたので、両方とも納得いたしました。

2つ目の分に関してだけ、お聞かせいただいたように、常時と非常時を兼用ということでおっしゃっていただいておりますので、この考え方は非常に大事やと思うんです。非常時のものだけを備えておくということではなくて、常時使えるものが緊急時に何かそうやって活用できるというような考え方でやっていくことが大事だと思っておりますので、今のご答弁

で、しっかりと公用車を使いながら、非常時にも使っていただくというところを聞かせていただいたので、そのように今後もほかのことでもそういった形の考え方、踏襲していただけるといいかなというふうに考えております。

以上でございます。

岡本委員長 それでは、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後1時30分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑の方。

杉本委員。

杉本委員 やっと当てていただけました。行きます。そしたら、36ページ、文書広報費、12節の委託料です。ホームページ、私、一般質問でもさせていただいたので、ぜひお聞きしたいんですけども、僕、ホームページをいいのにしてくれ、してくれというふうに、お願いはもうずっと去年からさせてもらっていて、していただけるということで楽しみやったんですけども、値段を見て、価格を見て、予算なんですけども、おいおいという感じで、いろいろ調べさせてもらいました。行政とかのホームページをやってはる東京の知り合いの方に聞いたら、大体500万円ぐらいが相場じゃないかと。それで、これぐらいの金額があるんだから、すごいことをやられるんじゃないのという意見もいただいて、これはあくまで個人的な意見なのでどうこうとないんですけども、どんな仕様なんか、どういうことをされんのか、どういうふうな使い勝手がよくなんのかというのを、これはぜひ僕もやってほしいですし、なぜこの5万人チャレンジに逆にこれが入っていないのかよくわからないぐらい、僕はええことやと思うんですけども。何でここに入っていないのかわかんないですけど、これがまず1点目、お聞きしたいです。あと、引き続きこの維持とか管理とかについても、役所の方が更新しやすいであるとか、そういうのをわかりやすく説明いただきたいのと。

2点目が、先日、僕、一般質問でも、これは無料のことなので、ぜひやってくれという話で、SNSの活用というのを、これは無料なんで、すぐにでもできると思うんですけども、その後どういう展開になったかというのが、2つ目、お聞かせ願いたいのと。

3つ目、いろいろ施設とかの管理、スケジュールとか予約とかというのをいろいろお聞きしたときに、e 古都ならには載っているんですね、葛城市のグラウンドとか。皆さんご存じかどうかかわかんないんですけど。このe 古都ならというのは、利用者とか、どういう方々が使われて、例えば新町グラウンドとかやったら、葛城市の方限定、限定って原則、書いてありますよね。葛城市の方に限ると書いてあるのに、なぜかe 古都ならに載っているという。これは、ただで使わせていただいているのかどうなんか。いろいろ見させてもらったんですけど、どこにも載っていない感じなので、その3つ、とりあえずお聞かせください。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの杉本委員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、現行のホームページのリニューアルの件なんですけど、まず、今、現行のホームページが令和2年度中にサポートが終了になるのに伴いまして、新たにリニューアルするための費用を今回計上いたしております。その予算なんですけども、県内の導入している自治体が入っている業者さん、4社程度あるんですけども、その会社に対して、参考に見積りいただきまして、その中で設定しているのが今回の予算額839万2,000円になっております。ですので、これで絶対全部というわけではないんですけども、仕様につきましては、現在考えておりますのが、まず設計デザインのためのコーディング費用、それとアクセシビリティ、障害者の方が見やすい対応をするためものを仕様に入れる予定でございます。また、環境構築設定調整作業も発生するということで、それも入っております。また、現行のホームページのデータの移行作業についても発生するので、そのための費用も見ております。また、職員の実操作研修などを行うための費用も今回見させていただいております。

以上、仕様に伴う予算の説明でございます。

それと、今後、新しいホームページを入れる中で、一般質問でも出ておりましたSNSとの連携についても、当然ながら入れる予定で調整しております。また、一般質問で出ましたSNSの今の展開なんですけど、やはり難しい部分も、私らもまた勉強させていただいて、展開についてはいろいろと勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。

岡本委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしく申し上げます。

e 古都ならについてでございますが、これは住民サービスを供給している電子申請と施設予約等がございまして、電子申請には、水道の開閉栓、大型ごみの収集リクエスト、児童手当と児童扶養手当の一部の申請業務、住民票の交付予約、野外広告物に関する申請、飼い犬の死亡届等がございまして、予約対象施設は、葛城市民体育館、新庄第2健民グラウンド、屋敷山テニスコート、新庄スポーツセンターの体育館、新町公園のテニスコート、當麻スポーツセンターのテニスコート、農村広場及び當麻健民グラウンドでございます。

一応参考まででございますが、平成30年度の電子申請は48件ございまして、大型ごみ収集依頼件数は45件、水道の開栓依頼件数は3件ございました。また、電話による大型ごみの収集依頼件数は8,311件でございます。

岡本委員長 利用料は。

高橋情報推進課長 e 古都ならの負担金でございますが、こちらの方は事業費負担金としまして年間64万1,000円をお支払いさせていただいております。

以上でございます。

この負担金、e 古都ならの負担金の予算書のページでございますが、42ページの下から2行目の汎用受付システム開発運営事業の汎用受付システム開発運営事業費負担金の64万1,000円でございます。

以上です。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 その64万円が高いんか安いんかあまりよくわかんないですけど、もちろん次のホームページにも同じような仕組みは入るんですよ。入ると。それで、最初の課長の答弁でしたら、今、830万円ぐらい出しているけど、基本的にはこれぐらいかかることを設定しているけど、仕様はまだ決まっていない。

これはあくまで提案なんですけども、議会の中にも、ホームページは興味ある方が多いんで、いろいろ逐一この提案意見とか聞けるような体制にさせていただいたら、よりよいこれから葛城市、一回つくってしまったら、また10年、20年という話になってくると思うので、その辺の意見も聞けるような体制をつくってほしいです。

あと、2つ目のSNSですけども、勉強はそんなに必要ないと思うんですけど、その辺、できるだけ、お金がかかることは慎重に言ってほしいですし、こっちも慎重にいかなあかんと思うんですけども、僕の質問した意図はそういうところにあるので、無料なので、できるだけそういう葛城市のことをアピールできる場をつくっていただきたいです。

あと最後、これはちょっと調べたら、2018年に滋賀県でホームページをリニューアルされたときに、これも1,000万円ぐらいかけてやったらしいんですけども、始めて3カ月ぐらいは不具合が出まくったらしいですよ。だから、そういうのも一遍調べてもらって、何でそんな不具合が出たか。そういうのがないように、できるだけ。それで、安く抑えられるようにお願いしときます。

以上です。

岡本委員長 答弁は。

杉本委員 いいです。

岡本委員長 もうええの。

杉本委員 はい。

岡本委員長 それで、午前中の質問の中で、緊急用の蓄電もできる自動車のやつで、新規購入という発言をしたのと、市長は、基本的には買い替えというふうな回答があったと思うんですけども、今の予算に載っている2台分は新規購入をするのか。あるいは、今ある車を買替えるときに2台するのか。その辺をもう一遍はっきり何か言うてくれという話があるので、もう一度回答願いたいと思います。

吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。よろしくお願いたします。

公用車の件ですけども、管財課の予算としては新規で上げさせていただいたんですが、全体といたしましては、廃車もごさいますので、入替えという形でなります。

(発言する者あり)

岡本委員長 今、審議してんのは、管財課の予算で載ったる公用車の価格で八百何万円の金については、例えば新規で購入するのか。例えば、管財課にある車を買替えるのかという質問してはるわけやから、課長のところで予算計上してあるのは新規ですよというんなら、新規で購入しますと発言してくれてええわ。

吉田管財課長 申しわけございません。

岡本委員長 その辺にしておいて、市全体ですするというのと別の話やから。予算に対する答弁をしてもらったらええと思えますけども。それでよろしいか。それでええ。

(「買い替えやったら買い替えと言うたらええ」の声あり)

岡本委員長 いやいや、予算についてのやつでいかなのやから。新規でええわけやろう。

(発言する者あり)

岡本委員長 それでは休憩します。

休 憩 午後1時41分

再 開 午後1時43分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

午前中からの審議の中でご質問のありました公用車の件でございます。各委員の皆さんから言及いただいている話も含めて、全て正しいと申し上げますか、いろんな側面がある中で一部の表現だと存じますが、市全体といたしたしましては、公用車全体を今回、一覧査定ということで、全体を並べて、どれだけの老朽化をしているのかということも含めて、台数全体としては削減する中で、必要な台数を確保していこうという更新計画をしております。

車自体は、これからもまた款を進んでいただいて、順番にご審議いただきましたら、ほかの款でもそれぞれ各課に予算計上しているものもございまして、それぞれに出てまいります。今回そのうち管財課に予算計上するものとして、考え方としては、新たに電源車としても使えるというハイブリッド、これも完全に電気だけで走るのではなくて、ガソリンを動力にしても走れるものを購入しようということをご説明したかったのでございまして、それぞれお問合せについて、その部分について一問一答で担当課長がお答えいたしますと、全体像について多少混乱を招くようなご説明になってしまったことについては、おわびを申し上げます。

管財課に計上する形で新たな形式の車を入れますが、全体としては市全体で公用車の台数を管理しておりまして、その中では、位置づけとしては更新に値するものであらうと考えております。

以上でございます。

岡本委員長 わかりましたか。よろしいか。

増田委員。

増田委員 私は、今、副市長がおっしゃられている、その話の順番というのはわかったんです。ただ、老朽化した車もありますよねと。その中で、今回こういう車も更新に当たっては配慮して導入するべきではないかと。ちょうどこの車が老朽化しているので、そういうハイブリッドに替えましたというのが、私はすんなり入ってくるんですよね。市長がおっしゃっている話も含めて。ところが、そもそも論から言っていたら、出足はハイブリッド車を導入するんだと、災害のためにというところから入ってきて、今度、老朽化したやつは、もう先に2台買っているから、後のはもう追加しないよと、後づけ理由になってしまっているのかなと。これは、

後と先では、最初のこの話が出た経緯がちょっと違うのかなと。私はどっちでもいいんですけども。そういうことなんかなと。

(「総台数が変わらへんのが買い替えやんか」の声あり)

増田委員 うん。だから、私はそうあるべきかなと。古くなった車の入替えは、副市長の頭の中で、査定の中の中では、古くなったら今度はこういうものに入れ替えようねということを初めから想定していたんだと言うたら、市長のお話の言葉もつじつまが合ってくるんですけども。当初から2台を新規購入するんだということからのスタートということになると、ちょっと考え方が違うので、私の中では、いかなもんなかなと。

岡本委員長 これでえろう時間をとったらあかんのだから、簡単に頼みますわ。

阿古市長 簡単に申し上げますと、私が申し上げたとおりのストーリーでございます。買い替えに当たりましては電気自動車等を考慮するというのは、もう当初から申し上げていました災害にも使えるという考え方に沿って、予算づけをしているものでございます。

ただ、管財といたしまして予算計上するに当たっては、全体の台数管理は、実は管財課でやっているんですよ、本当のことを言いますと。せやけども、そこに上がってくるものは、やはり新規の予算として上がってきますので、廃車の分の予算というものは、車検やとか、いろんなものがありますけども、そのマイナスの部分というのは特に上がってくるわけじゃございませんので、新規の部分だけ出てきますので、新規購入という予算計上にはなるということです。考え方は、私が申し上げたとおりの中で予算づけをしているわけでございます。

増田委員 そういことですので、管財課として、車を管理していただいている部署ということでございますので、その辺の市長がおっしゃられた理由というのをちゃんと頭の中に入れて、この事業を説明してもらわんと、うちは新規で2台買いまんねんと。じゃないでしょうと。市長がおっしゃっているように、おまえは全部の車の管理をしてんねんから、その中の2台をハイブリッドに替えんねんと、こういう説明を初めから原課でやってもうたら、すっと入ってくるんですけども。もう結構でございます。

岡本委員長 もう皆、ご理解いただきましたということで、打ち切ります。

次、ございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私は、43ページの2款総務費、この一番下の項目であります市営磐城駅前自転車等駐車場管理事業という、この修繕料なんですけど6万1,000円ですけど、この内訳はどういうふうな内訳でしょうか。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま松林副委員長のご質問の修繕料でございますが、こちら、磐城駅前にあります磐城駅前駐輪場はシルバー人材センターの方で管理をいただいている部分の駐輪場でございますが、こちらには、有料ということで、昨年10月に消費税増税に伴う使用料等の一部見直しをさせていただいた中で、その看板表示をさせている部分が、以前にも消費税改正で上から張りつけてのやり方をさせてもうて、今回それでやれば、非常に地盤的なものがあるので、

改めてそれを新しいものに改善するための修繕料ということになっております。

以上でございます。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 いや、私も実際お伺いしたかったところは、その看板の部分もありまして、看板の更新、修理ということで、もうわかるんですけども、あとあそこの相対的に駐輪場、塗装の部分とか、それで表にかかっております看板、磐城駅前の駐輪場というあの看板でも破損もしておりまして、そういうような部分もまた改善いただきたいと、このように思います。

岡本委員長 答弁は。答弁はよろしい。

松林副委員長 これは答弁、どないですか。そういう予算まで組んでありますか。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

今、松林副委員長がおっしゃっていただいている文字表示とかその看板の部分については、今回の予算計上ではしておりませんので、その辺は現場等を見た中で、前向きに検討を進めたいと思っております。

松林副委員長 よろしく願い申し上げます。

岡本委員長 よろしいか。

松林副委員長 はい、結構です。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 31ページの2款総務費のところになります。一般管理費の中の、説明部分で参りますけれども、会計年度任用職員のことについて伺います。これは、全体にかかわって、人数とか全体の予算については、また総括質疑でさせていただきますが、この一般管理事業の人事課の中でのフルタイム会計年度任用職員と、それからフルタイムではないパートタイム会計年度任用職員のことについて伺います。

フルタイムとパートでは、かなり大きな待遇の差があります。これは、さきの総務建設常任委員会の中で、会計年度任用職員制度については、新年度から、この2年間の準備を経て、新たな制度移行になるわけで、その関係条例が上程されているところでもありますけれども、その予算づけになるのがこういう部分だろうと思います。私、見ましたら、パートタイム会計年度任用職員制度は、ほとんどそういうパートタイムで、フルタイムというのは、ここに出てくるだけなんです。その点で、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の区別、どういうふうなことでこういうふうになっているのか。ほかのところではもう全てパートタイム会計年度任用職員制度になっていますので、ここだけがフルタイムになっているということについて、どういう事情かお聞かせください。

それから、39ページであります。これは先ほど質疑がありましたけど、その質疑にかかわってのことになります。39ページの同じく説明部分で、下から7行目、12節委託料の中の公共施設再配置検討支援委託料ということで、増田委員の方から質問があった答弁の中で、民間活力についてもこれは検討に入れて、市場調達等を調べてまいりたいというご答弁があっ

たと思うんですが、これは當麻庁舎周辺の再編ということも含めて、新庄庁舎との関係も含めて、様々な配置替え等が行われるということですが、ここには図書館とか文化会館等もありますので、この民間活力導入という点で、どういうことを想定されているかということについてお聞きします。

それから3つ目ですが、55ページの1目戸籍住民基本台帳費の中の、これも説明部分のところではかせていただきますが、個人番号カード関連事業ということで3,600万円余りの予算が計上されています。これは前年度と比べて非常に大きな増額となっていると思いますので、その理由についてお聞きします。

岡本委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いいたします。

先ほどの谷原委員のご質問でございますが、予算書31ページのフルタイム会計年度任用職員の件なんですけれども、こちらにつきましては、基本的にはフルタイム会計年度と言いますと、1日当たり7時間45分の勤務、掛ける5日で、38時間45分の勤務をする者が基本的にはフルタイムというふうに定義づけられております。それより以下の時間の勤務につきましてはパートタイム会計年度任用職員という定義づけでございまして、ほとんどの方は7時間45分、週で38時間45分は働かないということでございまして、パートタイムになります。ただ、ここに上げているフルタイムにつきましては、当直嘱託員、こちらが拘束時間を考えますと、フルタイム会計年度と同じ時間、あるいはそれを超えているという形になりますので、フルタイム会計年度の任用ということになりました。

以上でございます。

岡本委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。よろしくお願いいたします。

谷原委員の2問目の質問にお答えさせていただきます。

この公共施設再配置検討支援委託料の中の内容で、民間活力の導入ということにつきましては、こちらはワーキンググループにより策定しました事業手法案であるとか事業スキーム等を踏まえ、施設の民間活力導入手法、これはPFIという手法なんですけれども、こちらの方の導入に関する市場調査を行うための支援を受けたいと思っております。なお、この市場調査は、事業への参画意欲、参画条件、事業費削減の可能性、事業に対する要望、整備、運営手法に関するアイデアなどについての意向把握を行うものとしております。

以上です。

岡本委員長 次、増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

マイナンバー関連事業費の増額についてなんですけれども、マイナンバーカードの発行に関しましては、国の方が、令和4年度中にほとんどの住民が個人番号カードを保有するようになるといって、交付について強化しているところでございまして、カードの交付枚数によって、交付事業費の方が変わってまいります。交付枚数が増えますと、地方公共団体情報システム機構交付金の方が増額になりまして、この大きく増えている分につきましては、地方

公共団体情報システム機構交付金が増加した分でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 会計年度任用職員制度のことについて、宿直員がフルタイムに当たるということでありませ

ず。
それで、もう一つお聞きしたいんですけども、これまではフルタイムの臨時職員ということだったと思うんですけども、臨時の非常勤の職員だったと思うんですが、フルタイムの方がいらっしゃって、ある意味では、今度の制度切替えによって、賃金下がるとか条件が悪くなるとか、そういう方がいらっしゃるのかどうか。つまり、大きな制度変更になりますので、従来の方がその移行に際してどうなのかということをお聞きします。フルタイムの方がいらっしゃったとすればですよ、非常勤の方で。何でフルタイムの今度は会計年度任用職員制度にならないかということがありますので、そういうことがあるのかどうかということをお聞きします。

それから、2番目の公共施設再配置検討支援ということで、ワーキンググループの中の様々な課題について、事業スキーム等を検討していくということでもありますけれども、これは意見になりますけれども、図書館についてはPFIということで、全国で幾つかやられているところがあります。これはニュースにもなっているところでもありますけれども。今の図書館をどう見るかということ。公共的にやるのかということと、事業をPFIでやるのかというのは、非常に大きな問題になるかと思えます。これについては、市政のあり方にもかかわるところだと思いますので、慎重にやっていただきたいなと思えます。これについては、後ほどの予算の中にも図書費という形で出ておりますので、そのことに関して、また意見は述べさせていただきます。

それから、個人番号カードのことなんですけれども、これは令和4年度中に国の方が住民全員ということをおっしゃいました。急なことなので、今、資料がなかったら結構なんですけれども、今、葛城市で大体住民さん何人おられて、そのうち何人が個人番号カードを交付されているのか。それを、今年度の予算がついていますから、大体目標としてこれぐらいの方に今年度はとっていただくというふうなことで予算計上されているのか。このことをお聞きします。出てこなかったら、また後でお聞きしますけれども。よろしくお願ひします。

岡本委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。

先ほどの谷原委員のご質問で、現行、フルタイムの労働をされていて、会計年度導入からパートタイムにする職員がいるかということなんですけれども、基本的には国もそれはだめよということを指摘されている中で、葛城市においてもそういう職員はいません。

以上です。

岡本委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課の増井でございます。

現在のマイナンバーカードの交付状況ということでございますが、令和2年2月29日現在の人口が3万7,436人いらっしゃいまして、カードの交付累計枚数ですが、4,371枚となっております。

おります。

それから、マイナンバーの交付の強化に向けて、今年度どれだけの目標を持ってしているかということですが、令和2年度については4,800枚の個人番号カードを交付することを目標としております。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。会計年度任用職員制度については、これまで働いていた方が不利益になることがないということで、国の指導もあって、そういう形で移行するということで、ありがとうございます。

続いて、個人番号カードの件なんですけれども、マイナンバーということで、なかなかこれが普及しないと。何のためにつくるのかということがあって、なかなかつくるメリットもないと。自動車運転免許証にかわる身分証書のような扱いみたいな形になったり、住民票をとるときに、それを示せば簡単にとれるとか、幾つかあるんでしょうけれども、持ち歩くことの危険の方が大きくて、なかなか進んでいないという現状だろうと思います。その中で、新たにこうした形で目標を組まれるわけですが、やはりなかなか無理があるような施策のような気がするんですね、個人番号カードの発行というのが。そこら辺がどのように周知されるかというのは今後の問題であろうかと思いますが、そういう住民の方の不安が何か取り除けるような形でいかないと、なかなかこれは普及ができないんじゃないかなというふうに思います。

これまでもそう多く普及していなくて、とらなければならないという人は、もう既にとおられておられると思うんですね。だから、ここから新たにということで、公務員の方は全てとりなさいというふうなことでやられるようですが、一般住民の方がこれを使ってどうなのかというところら辺のいろんな問題をあわせて示していただかないと難しいと思いますので、そこら辺のことは十分配慮していただいて、アナウンスしていただけたらと思います。

以上です。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

川村委員。

川村委員 ただいま谷原委員のご質問の中の関連ということで、また質疑をさせていただきますが、39ページの、先ほど公共施設の再配置検討支援委託料ということで、今回大きく2,000万円という金額が提示をされております。先ほどの答弁の中で、當麻庁舎をどうしていくか検討していくという課題の中で、民間の活力、PFIを利用した、そういった市場をこれから調査していくということで、大きく将来に向けて、どんな形がいいかということにお金を投入して、検討されるということでございます。

今回予定されているこの2,000万円という金額を大いにこれから検討していただくのに活用していただくということの中で、先日、私も一般質問で言わせていただきました、県の方で、奈良県の社会教育センター、その問題につきまして、令和2年度で一応県の方は終了されて、令和3年度からはどういうふうな形にしていくかということについて、市にもいろいろとこれまでもいろいろなお話があったかということも聞き及んでおります。その中で、今、

當麻庁舎の再配置というところで、その施設と、それから県と市町村のまちづくり包括協定、このことにつきましても、私、ちょっと関連があるので、その部分につきましても、今この検討のときに、いろいろとお考えはないのかなというふうなことも思っております。

県とのまちづくり協定の中で、県の施設を、要するに県有資産の貸付けとか、そういったことについて、更に支援の内容が2割、まだかさ上げされるというようなことも調べさせていただいたんですが、そのことも含めまして、今言う子育て支援のハード事業の中でも、県のまちづくり協定の補助対象となるところは、子育て機関、そういった施設の内容、文化関連の施設であるとか、今言うている庁舎の再配置に伴って、今ある例えばこども・若者サポートセンターとかも含めた當麻庁舎周辺一帯をどのようにしていくかという検討の中で、そういった県の施設を利用して、また障害者の支援とか、それから今これからITを目指すまちづくりの中で、教育の関連施設をどのように再配置していくかというような内容は、ぜひとも前を向いた内容であるのかなと思っているんです。今回、この公共施設の施設配置の検討支援委託料が出されている中で、そういったことも検討の中に入れていただいているのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

管財課所管の當麻庁舎をまずはどうしようかという予算についてのご説明でございましたが、川村委員の方から市政全般にわたり、いろんなご心配のご提案をいただいたと受けとめております。

まずは、県の社協センターについてもお触れいただきましたけど、これは県の教育委員会所管の社会教育の拠点としての施設でございます。かつては、委員の皆様もご存じであろうかと思いますが、あそこにまさに教育委員会の事務局の職員も含めて、社会教育のいろんな講座なりも、あるいは社会教育を広めるためのいろんなコーディネートもしていたわけですが、現在その機能については、田原本にございます教育研究所の方に集約もいたしまして、時代の変遷とともに施設の老朽化もしておりますので、今回、県で発表されたのは、あの施設を休止しますと。県有施設をやめますとか、どうか利用しませんとかではなくて、あの施設をまずは教育の目的としては休止いたしますということを発表なさいました。ただ、県庁の内部では、やはり教育委員会をはじめ、教育委員会にも知事部局にも、行政経営・ファシリティマネジメント課という課もございますが、いろんなところと連携して、その後の今後の活用のあり方については検討なさっていたようでございますので、その関連として、事務的に市役所内の担当課、とりあえず多岐にわたりますので企画政策課の方で窓口となって、何度か情報共有のやりとり、意見交換したことがございますが、重要事項につきましては、それはもう議会ともご相談しながら進めていかないとはいけませんので、そういった根本的なことをやりとりしているわけではございません。

それから、これも委員お触れになりましたまちづくり包括協定という制度がございます。これにつきましては、私も副市長に就任した当初から、葛城市は県と一緒に歩んでいくんだという意味では、何か項目が、いいきっかけがあって、いい項目があれば、結べればいいな

とは考えておりますが、そういった面では、社会教育センター、県ではもう一旦は使わないと、教育目的としては使わないとお決めなさいましたので、そうしますと、そこを活用して葛城市のために何かできないかということについては、当然可能性としてはございますが、残念ながら當麻庁舎とあわせていろいろ検討するためには、時間軸がうまく今回は合わなかったのかなというところもございますので、まちづくりの件はまちづくりの件で、これは1つの課題として、それはそれで検討すべきだとは思いますが、まずは當麻庁舎につきましては、別に増田委員からも午前中にご質問いただきましたけども、現在、庁舎自体がやはりもう老朽化をしておいて、庁舎として使うことについてはいかななものかということから、ここについてはもういよいよ具体的に検討に乗り出そうというところに来ておりますので、當麻庁舎の件につきましては、それはそれで考えていきたいと。

このご照会の2,000万円につきましては、あくまで現行の庁舎としての當麻庁舎につきまして、その機能をどういう形で再配置、市長はこれについても一般質問等のご説明の中で、當麻庁舎をやめるとは言っておりません。當麻庁舎に現在ある行政機能をどのように再配置していくかということを検討したいということをお願いしているわけございまして、そういった検討を進めてまいりたいと。あわせて、現在の當麻庁舎につきましては、これはあくまでも積極的な投資は残念ながらそういったことですのでできませんけども、例えば外壁等につきまして、庁舎の外側、これは白鳳中の生徒たちもあそこをよく通り抜けたりもしますので、そんなことも含めて、外を通られる方等に対して、例えば外壁が落下してきて、おけがを負わすとか、そんなことのないように、最低限の保全措置も講じながら、あわせてこの2,000万円を使って、當麻庁舎の現在の行政機能の再配置のあり方について早期に検討した上で、これはもう令和2年度から令和3年度以降になるんじゃないかとは思いますが、そこへつなげていきたいといった考え方で、それぞれの場所に予算を計上しているということでございます。

市政全般にわたるご質問でありますので、私から答弁させていただきましたけど、全体としての方向性としては以上でございます。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 今回の予算の部分については當麻庁舎問題を中心に考えられるという、ここは一定の理解をさせていただきます。私が、広げて全体構想の中で、そういったことも、今言っている県との協働でできる部分についての活用はどうかということも含めた質問でございますので、今そこをどんなふうこれから方向を進めていかれるかというのが、私がここで指摘していく部分ではなくて、将来的にこういったことも考え合わせた上で、當麻庁舎全体の配置を、それから新庄庁舎との兼ね合いをどうしていくのかという全体構想の中で、ぜひ考えていただく部分として取り上げていただければという、要望ではないんですが、そうしたことも、今出ているので、その機会にやっぱりその部分を一緒に検討してほしいということでございますので、一応もう答弁としてはよろしいですので、よろしく願いいたします。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 では、40ページなんですけれども、電算システム共同化推進事業、この予算が4,045万3,000円ということなんですけれども、これは広域自治体で共同利用する事業ということで、7自治体でされているということとを以前お聞きしているんですけれども、7自治体ということに変更がないのかということと、あとそれぞれの負担割合、これはどうなっているのかということ、この点、お聞きさせていただきたいと思います。

続きまして、46ページ、防犯カメラ設置管理事業の防犯カメラシステム賃借料557万5,000円。今回は、既設の52台と、あと新設で5台ということで計上されておるわけでございますが、どういった設置基準において、この新設5台、設置されているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

3つ目は、次の47ページ、13、使用料及び賃借料のRPAソフト使用料247万5,000円計上されております。今回これは新規だと思いますので、内容を聞かせていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

岡本委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしくお願いいたします。

予算書の40ページ、電算システム共同化推進事業4,045万3,000円でございますが、こちらの方は、梨本委員がお話いただきましたNR7、今現在も、香芝市、川西町、上牧町、広陵町、田原本町、河合町、葛城市を含めまして7団体で、今も引き続き活動をさせていただいております。

それと、この7団体に対する負担金でございますが、今現在、大きなシステムの改修とかがございますので、その辺の補助金等々は毎年お支払いはしていないのでございますが、近々、葛城市の一番大きい基幹システム、COKAS-R/ADIIでございますが、こちらの方が更改の年が近づいてきておりますので、これに向けて、今持っている予算を使って、委託とか調査、研究、研修とかに行くという予定で、今持っている予算を使っていこうという予定をしております。追加での補助金等は、ここ2、3年はございません。

以上でございます。

(発言する者あり)

高橋情報推進課長 今、負担割合の方、資料を持っておりませんので、後刻か後日にまたご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの梨本委員の防犯カメラの設置基準でございますが、こちらにつきましては、平成28年度から、まず3カ年計画で、順次50台ということで計画させて、その当時から交通事故の多い多発地帯とか危険な箇所、事犯等が起こる場所と警察との協議の中、通学路、駅前等、そういった事象等を、いろいろ基準等を整理しながら、そのところを選定して、3カ年で一旦50台を設置させていただいておりますが、その後、それで3カ年で一旦終わったんですけども、今年度も2台、要望においてさせていただいているんですけど、今回また大字要

望等から設置要望がある中で、そういった設置基準等を照らし合わせながら、妥当な部分での設置をさせていただき予定で計画させていただいたものでございます。

以上でございます。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課の高垣です。よろしくお願いたします。

ただいまの梨本委員のご質問でございますが、RPAのソフト使用料でございます。総務建設常任委員会の調査案件でもご報告いたしました、現在、奈良モデル事業推進補助金を活用して、橿原市との連携事業、共同検証として実証実験を行っております。具体的には、同一業務における現行業務フローの団体間比較を通じて、広域で標準的かつ効果的な業務のプロセスを検討するというものでございます。実際に検証している業務といたしましては、健康増進課の定期予防接種データ入力業務や管財課の指名願受付データ入力業務、会計課の債権者登録業務や管財課の業者選定委員会資料作成業務、人事課などで想定しています各種照会業務、人件費の照会など、5つの業務を現在実証中でございます。その結果を踏まえまして、令和2年度に実際の業務に適用するというためのソフト使用料を計上いたしております。

以上でございます。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。1つ目のNR7の件、負担割合はまた後日ということなんですけれども、メリットは生かしているのかということと、もう少しだけ補足で教えていただければなというふうに思います。

2つ目の防犯カメラシステムの賃借料なんですけれども、先ほど大字要望などもあってということなんですけれども、各大字の割合といいますか、どういうバランスでされているのかなということも非常に気になっております。まだまだ要望が上がっているのか、それともある程度のところで一定の線引きをされているのかということも含めて、もう少し詳細に教えていただければと思います。

3つ目のRPAソフトに関しましては、どの部署、どの業務ということも聞きたかったんですが、今、詳細に答えていただきましたので、承知いたしました。

この2つだけ、お願いたします。

岡本委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしくお願いたします。

NR7のメリットでございますが、NR7につきましては、いろんなシステムについて、共同で研究しながら調達等ができるというメリットがございまして、昔であるとかかなり安くなったんですけども、今現在はいろいろなシステムができ上がって、なかなかその辺、共同で調達することによって、価格の大幅な下落というのは見込めることは少ないんですけども、そこら辺の価格面での有利性もございまして、一番のメリットといいますのが、同じような共同でシステムを導入しますので、不具合等があったときに担当間で連絡をとったり、担当業務の担当課同士で、不具合等があれば情報の連携をとれるというのが一番メリットになっているんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの梨本委員のそのバランス、全体的なものなんですけども、先ほども言いましたように、当初設置するに当たって、計画的にやる段階でも、事故の多いところとか駅前とか、そういったところにやっぱり必要性が高い部分で、市内全体に大字でバランスよくついているということではないんですけども、あくまでもつけるに当たっては、必要性、妥当性というのも加味しながら、事象の多い少ないという部分も踏まえた中で、照らし合わせた中で、最終整備の方を進めさせていただいているところでございまして、大字要望につきましては年度によってばらつきがあるので、多少やっぱり数件ないし、引き続き出てきているところでございます。一応そういうような状況でございます。

以上です。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 電算システム共同化推進事業に関しては、承知いたしました。

防犯カメラの設置事業に関しましては、まだまだやはり社会的な要望が多いと思うんです。予防の観点からもあるでしょうが、そういったところ、もう少しいろんな大字にバランスよくやってほしいという声も私の耳にも入っております。そういったことも少し加味していただきながら検討、設置基準等も少し考えていただければなというところだけ要望させていただきます。

以上です。

岡本委員長 副委員長にかわります。

松林副委員長 正副委員長、職務変更いたします。

(正副委員長交代)

岡本委員長 それでは、質問させてもらいたいと思います。

まず、31ページの会計年度任用職員、パート職員の関係で、一応予算書、407人ということになっております。このパート職員配置はいいんですが、人件費とか、そういうようなことについては人事課で担当してあると思いますけども、各課の配置の人数は誰が決めるんか。それぞれの各課でもうお任せしますので、要る分だけ採用してくださいという形をとっているのか、そこらを聞かせてもらいたいというふうに思います。

それから、35ページの、先ほどどなたか聞かれたと思いますけども、入札の監視委員会、一応、弁護士、会計士、そのような学識経験者でいろいろ検討するということで、それはそれでええと思いますねんけども、今現在の、平成31年、あるいはまた平成30年の中で、これは管財課の担当になると思うんですが、入札が非常に不調が多い。その不調が多い原因を調査されていると思いますけども、確かな情報でないんですが、例えば設計業者、工事請負業者、その人のちょっと入ってくる声を聞いてみますと、問題を担当課に投げかけた。しかし、なかなかその答えが返ってこない。例えば、通常3日で返る、1週間で返るというやつが、なかなか1カ月たっても返ってこない。

ですから、例えば設計についても、前へ向いて行かない。あるいは、工事を請けても、なかなか前向いて進まれへんというようなことが、この近辺で広がっているのと違うのかなというふうなことも耳にしますので、本当に例えばいろんな形で設計業者、工事請負業者の方が発注されたときに、いやいや、そうでないですよ、いろんな質疑を受けたら、即答していますよと。あるいは、1週間以内に返していますよというふうな体制になってあんのかどうかということをお聞きしていきたい。そうしないと、平成31年もかなり不落になっているし、この令和2年度、大きな予算、各課で皆、組まれているわけやけども、また不落やということになってきたら、予算を上げながら、実際は執行できへんというようなことがあまりあっても困るので、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

それと、ページ47ページの空き家等対策実施支援事業、この辺で答弁あったと思いますけども、具体的に支援業務委託料ということになってきたら、隣、高田も御所も一緒やと思いますけども、NPO法人のところから建築士が契約をして、例えば月に1回とか、いろんな形で日を決めて相談の業務をやってはると。そんな中で、例えばこの空き家については、一部改造したら使えますと。だから、空き家バンクに登録しなさいとか、あるいはその現場を見に行っ、いや、これはとても空き家バンクに登録するんじゃないし、もう取壊しをせんとあかんのと違うんかとか、いろんなそういう相談があるわけやけども、今、計画しているこの委託料というのは、そういう踏み込んだところまで相談できるような制度になっているのか。この制度については、一応去年というんか、令和元年度予算から計上されているわけやけど、もしそれで今もう既にそういう相談があんねやったら、どのくらい今までに件数があつたんかということをお聞きしたいと思います。

松林副委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いいいたします。

先ほどの岡本委員長の会計年度任用職員に変わりまして、ヒアリング等を行っているかというご質問だと思いますけれども、基本的には、一旦、各課口頭で、資料を見せていただきながら、ヒアリングをさせていただくという流れになっておりまして、最終的に予算要求する段階におきまして、その添付資料といたしまして、我々の合議を押しするような様式になっておりまして、必ず一旦こちらの方に目が通った形の書類を予算要求のときにつけるということになっていますので、把握しているということです。また、何でもかんでも要求されるというのも無限大に予算も増えていくと思いますので、一応その妥協点といいますかは模索しながら、進めているというところでございます。

以上です。

松林副委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

会計年度任用職員につきましては、市政全般、いろんな業務を担当いただいていますけども、窓口の補助でありますとか、あるいは産休育休の代替、このような位置づけの方につきましては、これはもう全体の職員の定数配置等も含めて、全体を見る観点から、これはむしろ人事課の方が中心となって、そこはチェックをしております。

それ以外に、例えば保育所の保育士でありますとか学童の支援員、補助員等についても、これも会計年度任用職員になるわけでございますが、こちらにつきましては、ある意味その全体として、まさに事業費として、これは金額も1つの事業でもう何千万円という規模になってきますので、こちらにつきましては、個別に予算編成の過程で議論をしながら、まさに査定として、予算編成として確認をしているものもございますので、全般としては、業務量の兼ね合いも含めて見ていかないといけないのは、人事課の方で見ておりますけども、別途、事業として見る部分については、こういった形で予算編成の中で議論をしているといった経過でございます。

以上でございます。

松林副委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡本委員長の2問目の入札の不調の原因、それから入札の方法につきまして説明させていただきます。

まず、入札の不調の主な原因というのは、私の管財課が聞いておりますのは、まず技術者の不足、この技術者というのは、監理技術者、主任技術者等の不足ということを知っております。

業者側の技術者の不足ということをお聞きしております。それから、職人さん、それから作業員さんの不足、人的不足ということと、それと資材の価格の高騰、これはオリンピック特需とか震災の復興事業の影響ということを知っております。さらに、市の積算なんですけれども、予定価格という形で価格を決めるんですが、その価格と実際に業者さんが積算される実勢価格との少し乖離が見られるという部分と、それから工期の問題もございまして、工期が長い工事、それから工期が極端に短い工事というのもございますので、その工期の問題というのを知っております。

それから、入札までの方法なんですけれども、まず指名競争入札に例えて言いますと、各担当課の方から、工事、それから業務委託につきまして、業者選定委員会に諮る案を提出していただいて、その案を業者選定委員会のもとで審議し指名競争入札の業者を決めているわけですが、その業者が決まりましたら、入札通知というものを送ります。大体質疑の期間としましては、1週間ぐらいを質疑の期間という形で設けさせていただきまして、その質疑があるのは、直接その担当課になります。担当課の方で、その質疑に対しての回答をいただいております。

以上でございます。

松林副委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの岡本委員長のご質問の空き家の相談業務についてお答えさせていただきます。

昨年度の令和元年度に、NPO法人にデータバンクを整備する際に、調査で出ました空き家に対してはチラシを配りまして、その方たちに空き家コンシェルジュの方のご案内もさせていただいております。具体的な相談内容としては、ホームページにも掲載されておるんで

すけども、電話での問合せ、直接現場に出向いての対応もしていただいております。具体的に、葛城市においても、昨年度に会場を貸しまして、年4回程度、相談会を実施させていただいております。

ちなみに、葛城市の利用者の状況なんですけども、2月末現在なんですけども、空き家データベースを利用したいとって登録されている方が9件、売りたい、貸したい物件があるということで登録されている物件が3件、それと今までに相談があった葛城市の件数が66件になると聞いております。

以上でございます。

松林副委員長 岡本委員長。

岡本委員長 それぞれ答えていただきました。板橋課長の話では、パート職員については人事課で把握をしておると。ヒアリングもやっておると、こういうことですかね。それで、今、松山副市長の方からも話がありました。

いつも同じ話をするわけやけど、単純に計算して、今の職員という形で342人、去年は322人で、20人増えました。この中にはフルタイムが入っています。新採の者も入っています。任用職員（407人）と書いてあるわけですから、単純に足し算したら740人ぐらいの職員の登録になってくると。単純にですよ。おっしゃりたいことは、ようわかりますねん。例えば6人編成で常時3人とか、そういうことをおっしゃりたいとはようわかるわけやけど、その407人の中にそういう人数の人が何人おるか。恐らく100人、50人もおらへんと思うわけやんな。それから見たときに、毎年同じこと言うているんです、本当にこんだけの職員が必要なんか。

私はいつも言うのが、生意気なことを言うんではないですけども、例えば自分が商売をして、社長職で納まっておって、こんだけの3万7,400人の人口、それは商売と人口は別かわからへんけども、1つの商売をやっておって、人件費がかなりかかってきて、本当に利益が出て、採算が合うんかいということになってきたら、恐らく赤字団体で、すぐに会社は潰れるであろう。役所やから、こんで持っているやろうと思うわけやんな。そこで、やっぱり役所の財政を担当される人はしんどいと思うけども、一番かなわんのは人件費。今、全体の今年の167億円の予算を組んで、人件費から見たら18%、こうなるとるけども、例えば120億円の予算を組んでも、人件費は下がらんかったら、率がぐっと上がってくる。人件費が30%近くになってきたら、もう倒産と一緒。

そんな状況の中で、私はいつもやかましい言うてるわけやけど、それと今全体の葛城市の財政状況を見た中で、本当にこのまま4年、5年、10年、やっていけるんかな。なかなかしんどいのと違うんかな。そやから、皆さん方にそれはご迷惑かけるかわからんけども、やっぱり頑張ってもらったら頑張ってもろうてでもやっていかないと、本当にこのままいくと、しんどい話を乗り越えてしまうと思うので、毎年嫌われることばっかし言うてまんねん。だから、やっぱり人件費というものは削減できるまで削減していかないと、こんなやり方でやっとなんでは、とてもやないけど、この会社はもちません。せんど、いつも、私、十何年言うてきました。ちょっとは考えてもろうて、例えば来年やったらわかりましたと、もっと

下げますわでも言うてくれたら、一番ありがたいけども、いやいや、あんた勝手にしゃべってと、うちはうちで行きまんねんと言うんなら、それはそういう回答でもしゃあないと思うけども、とにかく1回しかもう返事もらわれへんからね。その辺の回答をお願いしたいと思います。

それと、管財課長、今いろいろおっしゃっていただきました。私の言いたいのは、その今の指名競争、指名選定委員会に諮って、指名業者を決めました。例えば、指名した。その時の話をしとんで、今言うているように、例えば技術者が足りまへんねんとか資材がどうやとかというような話については、これは辞退の話やんな。こういうことやから辞退しますという話。そういうことやなしに、私が言うのは、指名競争を指名したときに何で集まれへんのかということをよく考えて検討せなあかんのと違うんかということもお願いをしているわけやんな。だから、この辺と今言われて、こういう状態で、うまいこといきまへんねんといったら、何年たったかて、こんな入札みたいなんできへんと俺は思うわけや。ところが、葛城市で不成立になったって、例えば御所や高田や樫原やとなってきたら、成立になつとる。予定価格かって、今はかなりよなつたと私は思っています。

そやから、やっぱりこの辺をもうちょっと中で、どうしたら不落が少ななって、落札がほとんどできるんやということをしないと、何ぼ予算を組んだかて難しいさかいに言うているわけで。あまり偉そうなことを言ったら、またあれか知らんけども、真剣に管財課を中心として、ほかの事業課が寄って、本当に真剣に考えないと、不成立ばっかし、不落ばかり続いてきたら、本当に職員もやる気のうなすから、少なくとも、もう日がないわけやから、令和元年度はないわけやから、令和2年については年度が4月から始まるわけやから、できるだけ5月、6月、8月までに、ほとんど発注できる体制を整えてあると思うから、今年は、それはもう12月に発注しまんねんとか1月に発注しまんねんということはなしに、少なくとも8月までに予算の中で全部発注できる体制をつくってほしいということをお願いしたいと思います。

空き家対策については、高垣課長の方から話があって、具体的に進んでいるということで、全体的にこの葛城市、よその町村から見て、空き家の件数が少ないから、こういうような年4回とかという話になつとるわけやけども、多いところであれば、やっぱり月に1回は最低あって、どないやしたら2回ぐらいされるところもあるので、回数を増やしゃあええというようなことはないわけやけども、できるだけ相談に乗るような体制をつくってもらったら、一番ありがたいなと思います。

もし回答できるんなら回答してもらって結構ですし、いやいや、もうそんな回答できまへんとなつたら、もうそれはそれで結構ですけども。よろしくお願いします。

松林副委員長 何か回答できますか。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

地方自治体の中で大きな予算の割合を占めるものとして、先ほど岡本委員長お尋ねの人件費がございますので、これについてはやはり予算編成上の重点的な課題ということで、引き

続き意識をしまいたいと思います。ただ、市町村ですので、まだ2割弱ぐらいの人件費の割合でございますが、これは団体によって、もっと人件費の割合がそもそも大きいところもございます。いずれにしましても、行政の中で一番、職員の質といいますか、マンパワーが結果的に行政の結果に結びついてくるところは非常に大きなものがあると考えておりますので、引き続き職員の質の向上も図りながら、あわせて全体の金額はどのあたりの水準が妥当であるかということにつきましては、毎年度の予算編成でしっかりと検証しながら、取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

松林副委員長 ほかに何か。

岡本委員長 ほか、もう返答する気なかったら。

松林副委員長 管財課の方、どないでっか。

阿古市長。

阿古市長 委員のご指摘はもうここ数年いただいておりますご指摘やと理解しております。令和2年度につきましては、そういうことがないように、もう努力をしまっている覚悟でございます。よろしくお願ひいたします。入札についての話です。

以上です。

松林副委員長 それでは、これで正副委員長、所定につくようにいたします。

(正副委員長交代)

岡本委員長 ほかに質疑ありますか。

それでは、杉本委員。

杉本委員 50ページの12目地方創生の18節の移住・就業・起業支援事業、これは5万人チャレンジの中にも入っていると思うんですけども、まずは何をされるのかと、どれぐらいの時期で何をされるのか、具体的に教えてほしいです。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの杉本委員のご質問についてお答えします。

この事業といたしましては、国の地方創生の推進交付金を活用いたしましたU I Jターンの就業者に対する支援の負担金でございます。具体的には、奈良県と一緒に、葛城市に移住定住される方に対する支援をする制度でございます。東京圏の方から移住、東京圏内とは埼玉、千葉、東京都及び神奈川を指しているんですけども、から葛城市に移住した方に対して、県が指定する企業、登録されている企業に就労される、もしくは新たに起業されるという方に対しまして、支援する、交付金を出すという制度でございます。具体的には、世帯に対しては最大100万円、単身者の方に対しては60万円を給付するという制度でございます。4月以降に制度としては実施する予定なんですけども、定住要件として3カ月以上葛城市に住む必要がございますので、申請はそれ以降になるという想定で現在調整しております。

以上でございます。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 この奈良県でやっている移住支援金というチラシがあるんですけど、そのことですよ。それで、僕、よくわかんないんですけど、これは誰にアピール、さっきの条件はわかったんですけども、どうやってアピールしていくのか。最後に何が言いたいのか、もう予想がつくと思うんですけども。どういったアピールの仕方、どの辺、だからこれを活用してもらわな、要するに葛城市に来てもらうわけじゃないですか。とりあえずこれをつくっておいたら来るというわけじゃないでしょう。これはどういった方に、最後に何が言いたいかわかってきたと思うんですけども、今どう考えてはんのか教えていただきたいです。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 具体的には、県と一緒にやる事業でございまして、県のホームページに、県の雇用政策課所管でございまして、そこに登録をされている企業さんや実施する奈良県内の自治体が紹介されまして、東京の方にもそういう形で住まれている方に見ていただくという、ホームページでPRする形を想定して、現在調整しております。また、チラシの方もつくる予定で、県がつくるやつと一緒に共同して実施するという予定で動くことになると思います。

以上でございます。

岡本委員長 もうよろしいか。

杉本委員。

杉本委員 わかりました。今言わはったみたいにホームページ、これはつくって、登録された企業さんとかに見てもらうんですけども、それこそもう葛城市のええところをアピールせなあかん場やと思うんです。もう4月からということなんで、これは急いでツイッターをやらなあかんと思います。

以上です。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 53ページ、総務費の12節委託料、固定資産税賦課事業、航空写真画像入替業務委託料、これの内容を教えてください。使い道とか、どういうところに使っておられるのか。もう少し突っ込んで言うたら、これは税務課だけの情報なんか、管内全域に共有化されてんのかと、その辺も聞きたい部分なので。時間の都合で、もうまとめて聞きます。

それからもう一つは、先ほどの松林副委員長からの関連で、43ページ、磐城駅前の自転車駐輪場、ここについては、市が所有している施設の中でも、非常に管理がとといいますか、状況がもう古くて、磐城の駅前ということで、入り口ですよ。葛城市の入り口としてのところに、もう既に駐輪場の2階部分については老朽化、私から見たら老朽化やというふうに判断するんですけども、2階建てでありながら、下の部分しか使えないような状況の駐輪場やというふうに認識していますけども。これはどうされるんですかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、48ページの国際交流・友好自治体交流事業の12節委託料125万6,000円、これは今年の2月でしたっけ、3月でしたっけ、訪中を予定されておって、こういう状況の中で中止をされた。国際交流もいよいよ葛城市も取り組むんだなということを感じていたところが、こういう事態になった。しかしながら、お話を聞きますと、ああ、そうだった

んかと。昨年からいろいろと県の事業の中で、お見合いといいますか、中国の方に葛城市に来ていただいて、観光案内であったり交流は以前からやっていたんだと。ああ、そんなことがあったんだということで、つい先日、そういうご報告をいただいたということなんですけども。これはどう進めるんですかと。予算の中にそういう訪中も含めた計画が組まれてんのかどうか、そのことについてもお聞きしたい。3点、よろしくお願いします。

岡本委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。よろしくお願いします。

先ほど委員ご質問の航空写真画像入替業務委託料、こちらの方の業務内容についてでございますが、本年度、航空写真を撮影しておりまして、その画像を固定資産評価システムといえますか、GISのシステムの画像と入れ替えると、古い航空写真と入れ替える予定でございます。主に課税に使っております。これにつきましては、この航空写真は、ほかの用途といたしまして、情報推進課でやっております統合型GIS、こちらの画像についても、この写真を使用しております。

以上でございます。

岡本委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの増田委員のご質問の近鉄磐城駅の市営駅前自転車駐輪場でございますが、委員お述べのところ、老朽化というご意見がございますが、単に老朽化だけではなく、別に使えない、使用できない危険な状況ということではございませんねんけども、全体的な利用状況等を加味しながら、先ほど松林委員からもおっしゃってございました看板の不具合等もございますねんけど、今、その辺も踏まえて、改めて調査をし、2階の部分も利活用する方がいいという部分もあれば、そのあたりも踏まえて、整備、整理をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの増田委員のご質問の、まず国際交流に係る委託料の中身といたしましては、現地での車での移動のための手配する費用と通訳者を手配する、この2つの委託料を想定して予算を組んでおります。また、国際交流といたしましては、葛城市といたしましてはオーストラリアと中国の2カ所ということで、中国は奈良県の東アジア地方政府会合で、先ほどご説明いただきました、つながりのできた臨沂市、またオーストラリアはストラスフィールド市を想定して、今回予算を組んでおります。

今後の想定なんですけど、現在、新型コロナウイルスの関連で、1月の全員協議会でご報告いたしましたように、延期させていただいているところですので、また世界情勢も見ながら、今後どのように進めるかの……。

増田委員 予算は入っていないの。

高垣企画政策課長 そのための旅費も、委託料ではなく旅費として計上させていただいております。

以上でございます。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。1点目、航空写真、これは一緒に共有化してんねんということなんですけども、いろんところで活用できんのかな。いろんところでです。建設もしかりやと思う。議会とかもいろん資料をつくる際に、先日、私も一般質問するときに、市の施設を見るときに、上から見た写真というのは非常に説明しやすい資料になるので、今後、議員の皆さんも資料を作成するときに税務課へ行って、航空写真のこの部分、プリントアウト頂戴というようなことも可能なんかどうか、その辺のところを聞いたかったんです。先ほど、情報推進課でしたか、共有化しているという話がありましたが。その辺の、いやいや、これはあまりセキュリティーの問題でだめなんですというようなことであれば、また規制も必要かと思えますけど、その辺のところを聞いたかったということです。

それから、磐城駐輪場、これは市の施設としてふさわしくない外観やなど。先ほど松林副委員長がおっしゃられていた、もう少し私、強目のトーンでお話ししますけれども、市が管理する施設としてはふさわしくない管理状況ですと、こういうことを言いたいです。使えるもんなら使うように、さびたところも管理責任者としてももう少し適正な管理をしていただきたいということを改めてお願いしたい。

それから、中国のこのことについては、今年度実施できなかったけども、また中国の訪中のことも含めて、次年度も前向きに取り組んでまいりたいということでございます。また、いろいろと今後のご予定等が決まりましたら、議会にもご報告願えたらありがたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

岡本委員長 答弁はよろしいの。

増田委員 いや、あるでしょう。

岡本委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。どうかよろしく申し上げます。

増田委員がおっしゃられていた統合型GIS、情報推進課の方で管轄しておるんですけども、こちらの方は、原課の方で個別に持っておられる地図データとかを統合的に集約しまして、職員が業務に地図とか地番図とかを使って、業務に使うことを今現在やらせていただいております。外部に出したりとかというお話になってくると、ゼンリンの地図を使っておりますので、本と一緒にコピー禁止とか等々ありますので、内部での使用はオーケーですけども、それを大量に印刷して外部に提供するとかというのは、ゼンリンの方からはやめてくださいということを言われておりますので、それさえ注意をすれば、統合型GISという形で、議員が職員にこんなもんは見られますかということで提供することはできますけども、またそれを第三者、第四者に渡すことはお控えいただきたいということです。

以上です。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。議会のそういう資料にも使わせていただくことは可能やなということを確認させていただきました。ありがとうございました。

以上です。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 もう手短に。45ページなんですけれども、公共バス運行事業の負担金補助及び交付金の中の地域公共交通活性化協議会補助金、これの内容だけ、どんなことに使用されているのかということをお教えいただけますでしょうか。

2点目が、51ページ、ふるさと応援寄附事業のふるさと応援寄附報償費62万2,000円計上されておりますが、今年はどういうことを何件ぐらい見込まれているのか、その影響等も含めて、お教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

岡本委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの梨本委員のご質問の地域公共交通活性化協議会の負担金でございますが、今回、大和高田市立病院への乗り入れが予定されておりまして、それに伴うダイヤ改正がございます。その負担金を一旦、葛城の公共交通活性化協議会に負担金として出しまして、コンサルに、業者に委託いたしまして、その運営費用、またバスのダイヤ改正のための試算などをさせていただくための費用として、今回計上いたしております。

以上でございます。

岡本委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。よろしくお願いいたします。

ふるさと応援寄附報償費についてでございます。

ふるさと応援寄附報償費でございますが、寄附の申出に伴いまして、返礼品協力業者から寄附申出者へ返礼品を送付いただいているところであり、その返礼品等の代金を業者へ支払う経費として計上させていただいているものでございます。前年度と比較いたしまして、2万8,000円の減となっているところでございます。また、この歳出におきましては、歳入と連動しているところでございまして、歳入におきましては、ふるさと応援寄附金を前年度と同額170万円を計上しているところでございます。主な返礼品といたしましては、地酒や画材、そうめん等が上げられるところでございます。今年度、直近の令和2年2月29日時点での現況といいますと、寄附金額が97万円、寄附人数で31人となっております。

令和2年度に向けて何人を目標にしているかというご質問でございますが、何人という、はっきりとした目標というのは、特にございません。

以上でございます。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 1つ目の地域公共交通活性化協議会の補助金なんですけれども、前々年が500万円、これが初めて計上されて、昨年も500万円、今年は200万円ということでちょっと減額されているんですけれども、この補助金というのは、一旦こうやってしまいますと、その中身が我々に見えてこないというところがあるものですから、その辺の中身、しっかりと確認していただいた上で、使い方も含めてやっていただきたいというところだけ要望しておきたいと思っております。

それから、ふるさと応援寄附報償費の方なんですけれども、昨年、これは奥本議員やった

かなと思うんですけども、市固有の返戻金なんかの検討はされていないんでしょうかというようなことも質問にあったかと思うんです。そういったところも含めて、市固有のもので何か考えられるようなことをやっておられるのか。あと、これに関して言うと、なかなか市の財源を増やしていくという意味で、市の稼ぐ力という面からも、ここに力を入れていくのがいいのか、それともここに関しては、従来どおり、それほど見込んでおられないのかということについても教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

岡本委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

それぞれ各担当課長が1回目の梨本委員の質問に対してお答えいたしました。若干ポイントがずれていた部分もございますので、私の方から概要につきまして、それぞれ申し上げた上で、補足がありましたら各課長の方からさせます。

まず、1点目の地域公共交通活性化協議会の補助金につきましては、そもそもこの協議会自体が、公共交通という住民の足を民間の交通事業者でありますとか市も含めまして、どうやって守っていくかということ、これは法定の協議会として、この協議会で決めていくという枠組みがまずございます。ここに対して補助金を出しますが、委員がお触れになりました500万円でありますとか、あと来年度の予算の200万円につきましては、それぞれその法定協議会の方から、更にコンサルタントに委託しまして、その内容につきましては、それぞれその法定協議会の運営費とかでまとめて出しているというものではなくて、専門のコンサルタントに委託をするものとして、各年度それぞれ内訳があって出しているものでございまして、例えばご紹介お触れいただきました前年度の500万円につきましては、全体のバスの運行形態を見直す中で、特に南部の方でミニバスのルートのところを一部デマンド交通に変えたりとか、そういった検討の委託として出したものでございまして、来年度につきましては、高田市立病院について当市からのバスの乗り入れもようやくお認めいただけそうだとということで、それに伴う改編等についてまた検討する委託料を、一旦、公共交通活性化協議会というところに出したのから、更に委託をする形で出していこうと。したがって、市からは協議会の補助金ですが、協議会としてはコンサルに委託する委託料という枠組みになっております。

それから、2点目のふるさと応援寄附金につきましては、市長も何遍もご答弁申し上げておるわけでございますが、遠くにあって育てていただいた生まれ故郷に何らかの貢献をしたとかという形では、ふるさと応援寄附金につきましては非常に意味のあるものだと存じますが、もう表面化しておりますので自治体名を出しますけれども、泉佐野市のようにこの制度自体の本質と違う運用をなさるといのはどうかということもあって、本市については、制度は制度として存在しておりますので、それは維持していきますけれども、これを積極的に活用しようというスタンスではございません。

したがって、税務課長の方が、結局、決算見込みに基づいて来年度の予算を見込んでおりますというふうな説明をいたしました。実は予算編成においてはそのとおりでございまして、政策的に特に何か新たなものを加えて寄附金を増やそうとか、あるいはもうどんど

ん縮小していこうとかということではなくて、制度としての運営の中で、決算を見込みながら、次年度の予算を編成したと、そういったことでございますので、それぞれ委員のご質問の趣旨に対して、多少、課長の答弁の方が違う場面の答弁もあったかと思っておりますので、私としては以上でございます。

岡本委員長 それでは、1款、2款の質疑を終結いたします。

ここで職員を入れかえを行いますので、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時09分

再 開 午後3時20分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

3款民生費、4款衛生費の説明に入る前に、高橋課長から先ほどの答弁で答えられるということですので、答弁を許可いたします。

高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしく申し上げます。

先ほどの1款、2款での予算特別委員会での梨本委員のNR7の負担金についてということでご質問を受けましたので、お答えさせていただきます。

この負担額につきましては、平成22年度に当初負担額といたしまして、香芝市、葛城市が200万円ずつ、あとの川西町、田原本町、上牧町、広陵町、河合町が100万円ずつで、合計900万円、次年度の平成23年度に7市町村で各100万円ずつを負担させていただきまして700万円、合わせまして平成22年、平成23年度で1,600万円の負担金からスタートしております。以上でございます。

岡本委員長 それでは、3款民生費、4款衛生費の説明をお願いいたします。

吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

それでは、3款民生費及び4款衛生費についてご説明を申し上げたいと思います。

事項別明細書につきましては、62ページをお開き願います。

62ページの下段となります。まず、3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。6億8,837万1,000円の計上でございまして、人件費で職員32人分、2億1,993万9,000円。それから、福祉医療管理事業におきましては、福祉医療事務経費といたしまして1,084万9,000円。それから、後期高齢者医療事業といたしまして、広域連合負担金で3億5,060万7,000円。それから、社会福祉団体助成事業で、福祉団体運営助成といたしまして1,048万5,000円。それから、生活困窮者自立支援事業で1,007万7,000円。それから、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして5,410万3,000円。それから、後期高齢者医療保険特別会計繰出金で2,478万9,000円でございます。

次に、66ページに移っていただきまして、2目国民健康保険医療助成費でございます。1億9,408万2,000円の計上で、保険税軽減分等に要する経費となっております。

続く3目後期高齢者医療保険医療助成費につきましては9,100万5,000円の計上で、こちらも保険料軽減分等に要する経費となっております。

次の4目障害者福祉費では10億3,445万円計上でございまして、心身障害者医療扶助事業におきまして4,640万円。それから、障害福祉総務事業といたしまして、障害福祉全般の経費といたしまして968万9,000円。地域生活支援事業で、障がいのある方の日常生活等の支援経費として5,491万5,000円。それから、自立支援給付事業といたしまして、医療費の負担軽減経費といたしまして6億4,955万9,000円。それから、障害児通所給付事業におきまして、発達の遅れのある児童の療育等の経費といたしまして1億8,646万1,000円。それから、障害者及び介護者各種手当事業といたしまして5,671万円。その他支援事業で、中軽度難聴児等の社会参加促進経費及び精神障害者医療費扶助といたしまして2,999万1,000円。それから、介護認定審査会特別会計繰出金で72万5,000円でございます。

70ページに移りまして、5目老人福祉費でございます。5億8,686万4,000円の計上で、重度心身障害老人等医療扶助事業といたしまして、医療費助成に係る経費で2,430万円。それから、老人福祉事業といたしまして、高齢者支援関係団体育成等の経費といたしまして1,695万1,000円。それから、敬老事業といたしまして9,371万8,000円。生活支援・地域支え合い事業といたしまして226万5,000円。それから、老人保護措置事業で、高齢入所者の援助施設への措置経費といたしまして725万4,000円。それから、老人憩いの家管理運営事業といたしまして58万8,000円。介護保険特別会計繰出金で4億3,301万2,000円。それから、介護保険特別会計の介護サービス事業勘定への繰出金といたしまして877万6,000円でございます。

それから、73ページに移りまして、6目介護保険料助成費でございます。低所得者層の保険料軽減経費といたしまして2,458万1,000円でございます。

続く7目いきいきセンター管理運営費では3,947万1,000円で、人件費といたしまして、職員1人965万1,000円。それから、いきいきセンター管理事業におきましては866万3,000円。それから、いきがい対策事業で、高齢者の各種教室等の経費といたしまして2,115万7,000円でございます。

それから、75ページに移っていただきまして、8目福祉推進費では1億1,708万2,000円の計上でございまして、福祉総合ステーションの管理運営事業といたしまして8,179万6,000円。それから、社会福祉協議会補助金で3,528万6,000円でございます。

次に、2項1目児童福祉総務費でございます。3億7,478万2,000円の計上で、人件費といたしまして、職員7人の人件費で5,282万1,000円。それから、乳幼児医療扶助事業といたしまして5,680万円。それから、子ども医療扶助事業で7,100万円、このうち住みたいと思うまちということで、5万人チャレンジの主な事業といたしまして上がっております、こちらは16歳から18歳までのかさ上げ分といたしまして、このうちに1,470万円が含まれておるところでございます。それから、未熟児医療扶助事業におきましては575万円。児童福祉総務事業では628万7,000円。母子生活支援施設措置事業では、母子生活支援施設入所者の支援経費といたしまして467万9,000円。母子家庭等自立支援給付事業では、ひとり親家庭の能力開発支援等の経費といたしまして673万円。それから、児童扶養手当事業で、ひとり親家庭の手当といたしまして1億7,071万5,000円でございます。

それから、77ページの下段でございます。2目児童措置費では13億1,604万3,000円の計上

でございます。特別保育事業といたしまして、民間保育所の保育内容充実を図るための補助経費といたしまして2,268万3,000円で、この特別保育事業の中に、保育補助者雇上強化事業といたしまして677万4,000円が含まれておりまして、こちらも人口5万人チャレンジの内容となっております。次に、民間保育所育成助成事業で、民間保育所の保育環境向上等のための経費助成といたしまして600万円。それから、子どものための教育・保育給付事業といたしまして、市内私立保育園、市外公立・私立保育所における児童受入れに要する経費といたしまして6億235万4,000円。それから、施設等利用給付事業で、認可外保育施設等の保育料といたしまして316万6,000円。それから、児童手当事業で6億8,184万円でございます。

次、78ページでございますけども、3目保育所費では4億522万円の計上でございます。人件費といたしまして、職員35人の人件費で2億173万9,000円。それから、市立保育所運営事業におきまして1億8,037万円。それから、市立保育所管理事業といたしまして、施設の管理経費といたしましては2,311万1,000円でございます。この中に、保育施設整備計画策定事業というもので715万円が含まれておりまして、人口5万人チャレンジというところでございます。

次に、80ページの下段でございます。4目児童館費では9,983万5,000円の計上となっております。人件費で、職員1人の人件費1,000万9,000円。それから、児童館・学童保育所運営事業といたしまして7,394万5,000円で、それから、児童館・学童保育所管理事業では1,588万1,000円となっております。この中に新庄小学校区学童保育所整備事業が入っておりまして、ここに1,037万円が含まれておるところでございます。こちらも5万人チャレンジというくくりで計上をいたしておるところでございます。

次に、82ページに移りまして、5目ひとり親家庭等福祉費では2,510万円の計上でございます。ひとり親家庭等医療費助成経費でございます。

続く6目地域子育て支援センター事業費では1,444万8,000円の計上で、人件費といたしまして、職員1人の人件費555万3,000円。それから、地域子育て支援センター運営事業といたしまして889万5,000円でございます。

次に、7目こども・若者サポートセンター事業費では1億821万9,000円の計上でございます。人件費で、職員5人の人件費3,495万1,000円。それから、こども・若者サポートセンター運営事業といたしまして93万2,000円。それから、こども・若者サポートセンター管理事業といたしまして306万円。それから、子ども家庭支援事業で、支援対象児童等の早期発見支援の仕組みづくりに関する経費といたしまして1,549万8,000円。それから、子ども若者育成支援事業で、子どもの不登校やニート、ひきこもりの予防等の支援経費で5,377万8,000円でございます。この中に、子ども若者育成支援事業の巡回相談強化事業というもので1,197万8,000円が含まれておりまして、5万人チャレンジというところでございます。

次に、86ページに移っていただきまして、3項1目国民年金事務取扱費でございます。1,202万円の計上で、人件費といたしまして、職員2人の人件費968万3,000円。それから、国民年金事務取扱事業で233万7,000円でございます。

次に、88ページでございます。4項1目生活保護総務費では2,635万9,000円の計上で、人

件費といたしまして、職員3人の人件費で2,088万7,000円。それから、生活保護総務事業といたしまして、総務的事務経費といたしまして547万2,000円でございます。

次、89ページに移りまして、2目扶助費でございます。4億1,112万7,000円の計上で、生活保護費支給事業というものでございます。

次に、5項1目の災害救助費でございます。1,140万円の計上で、災害救助事業となっております。

続きまして、4款衛生費に入らせていただきます。

90ページ、1項1目保健衛生総務費でございます。2,096万5,000円の計上で、保健衛生総務事業といたしましては、保健衛生全般の総務的経費でございます。

次に、2目予防費では1億2,333万9,000円の計上で、人件費といたしましては、特殊勤務手当として5万円。それから、予防接種事業で1億2,328万9,000円でございます。

それから、92ページに移っていただきまして、3目生活衛生費でございます。52万6,000円の計上で、犬の登録及び狂犬病予防に関する経費でございます。

続く4目健康づくり推進事業費でございますけども、4,008万9,000円という計上で、健康状態の把握、維持増進などに要する経費となっております。

次に、93ページに移っていただきまして、5目母子保健事業費では4,456万3,000円の計上で、健康診査、妊婦健康診査、一般不妊治療助成等の経費でございます。

次に、94ページでございます。6目保健施設費では1億690万5,000円の計上で、人件費といたしまして、職員12人、8,173万2,000円。それから、新庄健康福祉センター運営事業といたしまして917万1,000円。それから、新庄健康福祉センター管理事業では1,600万2,000円でございます。

次に、96ページ、7目環境衛生費では2億4,038万1,000円の計上で、人件費といたしまして、職員4人の人件費3,688万6,000円。それから、環境衛生事業で、環境美化、公害対策等の経費といたしまして1,161万7,000円。それから、資源循環型社会推進事業といたしまして679万8,000円。それから、地域環境対策支援事業で、おもちゃ病院ですとか不法投棄防止対策等の経費といたしまして319万6,000円。それから、二酸化炭素排出抑制対策事業でございますけども、こちらは5万人チャレンジと、それから災害に強いまちづくりという事業でございます。環境負荷の低減及び災害時の電力供給施設整備経費といたしまして1億8,150万円。それから、公害健康被害補償事業といたしまして38万4,000円でございます。

次、99ページでございます。8目火葬場費でございますが、3,432万3,000円の計上で、火葬場の管理に関する経費となっております。

次の2項1目清掃総務費でございます。4,119万円の計上で、人件費といたしまして、職員4人の人件費で3,737万3,000円。それから、清掃総務運営事業といたしまして、総務的な経費ということで93万9,000円。それから、清掃総務管理事業といたしまして、センター事務所の管理経費といたしまして287万8,000円でございます。

次の101ページ、2目塵芥処理費でございます。6億8,796万7,000円の計上でございまして、人件費といたしまして、職員17人の人件費といたしまして1億4,945万6,000円。それか

ら、ごみ処理施設運営事業といたしまして3,511万9,000円。それから、ごみ処理施設管理事業といたしまして、施設設備の維持経費といたしまして377万3,000円。それから、クリーンセンター改修事業で、ろ過集じん機、ろ布取替え等の経費といたしまして2,640万6,000円。それから、可燃ごみ処理事業といたしまして、可燃ごみの収集・処理経費といたしましては4億7,003万5,000円。それから、資源ごみ収集事業で317万8,000円でございます。

それから、3目のし尿処理費でございます。9,849万1,000円の計上で、葛城地区清掃事務組合負担金で7,839万6,000円。それから、し尿収集事業で2,009万5,000円でございます。

それから、104ページの4目地域循環型社会形成推進事業費では382万7,000円の計上で、リサイクルプラザ運営事業で315万9,000円、それからリサイクルプラザ管理事業で66万8,000円でございます。

以上、3款民生費及び4款衛生費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

岡本委員長 それでは、ただいま説明いただきました。

まず、3款の民生費に対して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくをお願いいたします。

5万人チャレンジにも載っているんですけど、新しいこの民生費の、まずは78ページ、保育補助者雇上強化事業、80ページ、保育所費、保育施設整備計画策定事業、86ページ、こども・若者サポートセンターの中の巡回相談強化事業、この3つなんですけど、具体的に何を、どういうことをされるのか、これだけではわかりにくいので、この3つ、教えていただきたいです。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、保育補助者雇上強化事業でございます。こちらは新規事業でございます。現場の保育士の業務負担を軽減することによって、保育士の離職防止を図り、勤務環境の改善と保育人材を確保するため、保育士の補助として保育士資格を持たない短時間勤務の者を雇い上げしている保育事業者に対して、保育補助者の雇い上げに必要な経費の一部を補助するものでございます。こちらは民間保育所に対しての補助でございます。予定で市内の2カ所の保育所の方からお声をいただいておりますので、補助をするということになってございます。定員121人未満施設には年間225万8,000円、121人以上の施設には451万6,000円ということになりますので、合わせまして677万4,000円を上げさせていただいております。

次に、保育施設整備計画策定事業で715万円上げさせていただいております。こちらにつきましては、新規でございまして、老朽化しております磐城第一保育所及び當麻第一保育所の今後の施設のあり方について検討させていただく費用でございます。

以上でございます。

岡本委員長 川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

巡回相談強化事業でございますが、葛城市では子ども・若者サポートセンターが設置されて以来、相談件数が増加傾向でございます。その背景としまして、要保護児童対策地域協議会での管理件数の増加も1つの原因として考えております。全国的には心理的な虐待が多い中、葛城市ではネグレクトが多いという現実がございます、これは葛城市内の関係機関や住民の見守りができているというふうに県の方からも評価を受けているというところがございます。このあたりから、今後も緩やかな増加が予想されております。

また、就学相談に係る件数の増加もございます。こちらにつきましては、健康増進課との連携で、低年齢からのフォローが保護者の障がい需要につながりまして、更には適切な療育につながっていているものと考えております。こちらにつきましても、必要な療育システムの構築に取り組みますことで、緩やかな増加が予想されております。

さらに、教育相談でも巡回相談員が児童・生徒の対応に当たり、保護者がセンターで相談に当たるなど対応することで、相談件数の増加が続いております。特にこちらで上げさせていただいております巡回相談なんですけども、葛城市内の公立3保育所、私立3保育園、5幼稚園、5小学校、2中学校に臨床心理士の巡回相談員をその校園所の規模に応じまして、月1回から2回のペースで巡回相談員を入れさせていただいております。

ところが、この巡回相談の方も、件数が増加傾向にありまして、相談件数が増加していることに関しては大変喜ばしいことなんですけども、限られた時間の中で相談件数が増加しておりますので、単純に考えまして、1件ずつの相談にかけている時間が目減りしていているという現実がございます。そのため、望ましい相談活動とはかけ離れていているのが現実ではないかというふうに考えました。特に巡回相談におきましては、2年前と比べましたら件数がかなり増えておりまして、1件当たりの時間がかなり減っているのが現実で、ほぼ半減しているような校園所もございます。

巡回相談の回数を増やしますことで、この時間を確保しまして、葛城市が追い求めておりますきめ細かな支援につなげていきたいというふうに考えております。継続的な支援が必要な事例もたくさんございますが、巡回相談の件数を各校園所、現状よりもプラス1回ずつ、月1回ずつ増やすことで、時間の方を確保したいというふうに考えております。ということで、新規に各校園所、月1回ずつ巡回相談を増やすことで、安心して子育てができるまちづくり、教育の充実したまちづくりに貢献することができるものと考えております。

以上です。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 丁寧ありがとうございます。最初の保育補助者雇上強化事業というのは、これをするによって、先生方の負担を減らすということで677万円。

そして、保育施設整備計画の方は、磐城の第一、當麻の第一ということなんですけども、結局これは何をやるんですかね。この前、僕、當麻第一へ行ってきたんですけども、建物自体もどうなんかということなんで、今後の予定とかというのがあるんやったらお聞かせ願いたいです。

あと、それでこども・若者サポートセンターの巡回相談強化に関しては、今、話を聞いて、相談員を増やすということですね。お声が多いから、だんだん時間も短くなって、人数を増やしていくということなんですね。これは何か資格とか要るんですよね、もちろん。どれぐらいの人数の方を増やして、1,197万8,000円という数字になっているので、その辺、この2点、お願いします。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 ただいまの結局何をやるんですかというお問合せについてお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、公立保育所3園のうち、2園につきまして老朽化が進んでおります。四十数年たってお分でございます。こちらについて、今後、公立保育所をどのような形に持っていくかというのを、例えばこのままでいいのか、それとも別のところで何かを考えるのか、地域性でありますとか場所、形態、どのようなものがふさわしいか、また最近、民間でもいろいろやられておりますので、民間パワーを導入してどのようなことをやっておられて、どのようなメリットがあるのか、そういったことも含めまして、またできましたら、その事業にかかる費用とかも、検討材料とかも、できたら参考にさせていただきたいと、そのような分でございます。

以上でございます。

岡本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

巡回相談員として入れさせていただきますのは、臨床心理士の資格を有している心理職を、週3日勤務を3人体制で増員させていただきたいというふうに考えております。この3人につきましては、これまでほかの者が勤務しているところに新たに入れますので、1つの校舎所に少なくとも2人の体制で入ることができますので、利用する側の市民さんが自分に合った相談員を選ぶことができる体制の方をつくっていきたいというふうに考えております。なお、こちらにつきましては、地域生活支援事業の事業費補助金の方を受けまして、国庫2分の1、県費4分の1の補助金を受ける安心性を考えております。

以上です。

岡本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。巡回の方はよろしくお願いします。そういう何かええ話かなと思うんですけど。

保育施設の方は、結局先行きを決めるためにやるということですね。わかりました。それをお聞きしたかって。

僕、前から言っているんですけど、もう一旦全部フラットにさせていただいて、認定こども園とかという選択があると思うんですよ、民間も踏まえて。それをちょっと、そろそろ、先ほども當麻の方の施設を言いましたけども、そういうことを考えていただいたらなと思って質問させていただきましたので、よろしく願いしておきます。

以上です。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私は、73ページの3款民生費、6目介護保険料助成費、介護保険料助成費繰出金ですけれども、2,458万1,000円、これは前年度は717万円と、増額になっておるんですけども、この内訳。

そして次に、76ページ、3款民生費、乳幼児医療扶助事業費です。この部分が、これも前年度よりも830万円ほど増額になっておるこの理由。

そしてもう一つですけれども、80ページ、3款民生費、2項児童福祉費の市立保育所管理事業、この部分で、保育施設整備計画委託料715万円計上になっておりますけど、この内訳をお願いします。

(発言する者あり)

松林副委員長 関連なんですけども。内訳というんか、この委託料、これほどかかる、委託せんといかんほどのあれかなと思うんですけどもね、この部分については。その担当課と、どこに建てる云々というのは、もうわかるのではないか、これほどまで予算かけて委託するほどのものかなと思うんですけども、こころ辺のお考えと、よろしく願いいたします。この3点ですけども。

岡本委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。

介護保険料助成費繰出金のことにつきましてご説明させていただきます。

前年度につきましては717万円で予算を上げておりました。今年度につきましては2,458万1,000円となっております。こちらの方につきましては、消費税が8%から10%に上がりますることにつきまして、低所得者の方への保険料の負担軽減のための金額となっております。平成31年度につきましては、第1段階の方の0.05分だけを助成していたんですけども、去年度の6月に補正をさせていただきましたとおり、去年の10月から10%に完全実施になっておりますので、その分につきまして助成率が増えまして、1階層の方、2階層の方、3階層の方、それぞれに補助金の金額が増えておりますので、その分につきましての増額となっております。

岡本委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしく願いいたします。

乳幼児医療費補助事業の部分です。令和元年8月から今まで、未就学児においては自動償還払いをしていたんですけども、現物給付払いと県下一斉に変わったことによりまして、4年前の社会保険旬報というのに、幾つかの市町村で子ども医療費に係る自己負担の助成を自動償還からと現物給付方式に変更されたことによって、医療機関への受診率が1.14倍に増えたというような統計が載っておりました。それに伴いまして、令和2年度、予算計上するに当たり、4月から12月までの月の平均値を基準としまして、今度、決算見込額というのをを出していくに当たり、1.14倍増える見込みであるというので、その分を多く計上いたしております。

以上でございます。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 3点目のご質問についてお答えいたします。

この公立保育所のありようについて、民間というか委託でないといけないのだろうかというお問い合わせであったと思うんです。おっしゃいますように、私どもの課でも、かねてからずっと検討は今も引き続き重ねております。何がいい方法なのかというところも、ソフト面も含めて、絶えず検討をしている中で、より技術的なご指導をいただいたり、金額がどうなるのかというところ、これはコンサルさんの方に、その建物を、こういう建物をすればこれぐらいの経費で、こういう建物をすればこういうようなところ、今現在やっておられるところも含めて、民間も含めて、市場調査費等も含めた分になってございます。内訳としましては、人件費及び市場調査、意識調査、そして事例の調査等々の部分になってございますので、職員ができる分はもちろん、職員、今も検討は重ねておるんですけども、よりいい方法、何かというところで、地域性も場所も、民間パワーもできれば、どういったことが可能であるのかというところで、検討するための費用でございます。

以上でございます。

岡本委員長 副委員長。

松林副委員長 介護保険料については、8%から10%に上がったという、その対象者が所得の低いお年寄り、ここらの対象者が増えたということで、こだけ増額になったということ、そしてまた乳幼児医療扶助事業、ここについては受診率が上がったということ、そしてまた最後の保育施設整備計画委託料、これはコンサルタント、プロのそういうふうな視点がなければ、やはり厳しい部分があるという、こういうような部分で、どうしてもこのぐらいの予算は要するというのでよろしいのでしょうか。わかりました。どうもありがとうございます。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願いいいたします。

まず、71ページなんですけれども、敬老事業の敬老祝い品168万2,000円、これは前年度の137万円からちょっと増額になっているんですけれども、その内容をまず1点、教えてください。

2点目が、73ページのいきいきセンター管理事業、この委託料の中の清掃委託料、これも33万7,000円から80万9,000円と、今年は増額になっております。先ほど庁舎関係の方で長期の契約の加減でということも聞いておりますが、それと同じであれば同じで結構なんですけれども、その辺、答弁いただきたいと思えます。

3つ目が、その次のページ、74ページの工事請負費なんですけれども、335万5,000円計上されておりますが、これは何の工事なのかという、その内容を教えていただけますでしょうか、お願いいいたします。

岡本委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいいたし

ます。

敬老祝品のことにつきましてご説明させていただきます。

昨年度で137万円、本年度が168万2,000円で、31万2,000円の増となっております。こちらの方は、満88歳と満100歳の方に敬老のお祝品を贈る経費となっております。令和2年度12月、来年度で言いますと令和2年12月31日までに88歳、基準日が9月1日となって、88歳になられた方にお祝いを贈っているものでございます。単純に、去年度と今年につきまして、対象者の人数が増えておりますので、その分につきましての増額となっております。去年は、予算では、88歳が171人、100歳が14人ということで予算をとらせていただきましたけれども、令和2年度につきましては、88歳が181人、100歳が21人という、現在いらっしゃる方の生年月日から算出させていただきました予算どりをさせていただいております。

続きまして、いきいきセンターの方、お答えさせていただきます。

いきいきセンターの方の清掃委託料につきましては、本年度が80万9,000円、昨年度が33万7,000円となっております。こちらの差は、今年は追加で浴槽の配管の洗浄を行いますので、その分が増額としております。

あと次、工事請負費の方につきましては、いきいきの方で使用しております地下のオイルタンクがあるんです。重油を入れさせてもらっていますオイルタンクがあるんですけども、そちらの方が地下貯蔵タンクに対する流入防止対策の規則によりまして、令和2年9月までにタンクの重油が漏れないようにする措置をとらなければいけないということになっておりまして、その工事をさせていただくというものになっております。工法としては、内面に膜というか、そういうのを張りまして、壁を強くするような形の工法をとりたいと思っております。その工事になります。

以上です。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 敬老祝品の件については理解いたしました。ちょっと私、勘違いしていたんですけど、これは敬老会の記念品の費用ではないんですね。この記念品の費用はその上ですか。そうしたら、関連であれなんですけど、いいですか。敬老会の開催費用もちょっと上がるとんですけども、それは敬老記念品に対する何か配慮があったとかということであれば、その辺を聞かせていただきたい。

いきいきセンターの方に関しましては、清掃委託料は配管清掃が入るということで追加でということで理解いたしましたが、この配管清掃は基本的に何年に1回ぐらいされてんのかということだけ教えていただけますでしょうか。工事請負費については理解いたしましたので、結構です。

岡本委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 まず、敬老記念品のことでよろしかったですか。敬老記念品の方は、先ほど言っておきましたように、敬老会の対象者の方に対しまして、敬老の記念品と案内状をあわせて配布している費用になります。こちらの方も、去年と今年の差といたしましては、一旦算出しました対象人数の差になってくるかと思えます。平成31年度

はもう終わりましたので、決算の数字なんですけど、8,097人でしたが、令和2年度につきましては8,478人を見込んでおりますので、その金額につきましても、単純に単価500円の中に郵送料と商品を兼ねて送らせていただくという費用を上げさせていただいております。

次に、いきいきセンターの配管洗浄の方ですけれども、保健所の方から指導いただきまして、毎年1回するということになりまして、今年度につきましては臨時で既に行っております。来年も引き続き行います。これからは毎年、清掃の方を行っていく予定をしております。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 いきいきセンターの方については理解いたしました。

敬老記念品の方なんですけれども、500円で郵送料と商品ということで、大変その記念品選定もご苦労されていると思います。寿慶会の方からの要望もあつたりするという中で調整をさせていただいていると思うんですけれども、ちょっと私、いろんな年配の方から聞こえてくる話ですと、なかなかいただいても使用しないということも聞いたりしております。そうになってしまうと、せっかくこういう事業をやって、記念にもらっていたのに、なかなか相手に喜んでいただけないということになってしまいますと、もったいないなということになってしまいますので、このあり方も含めて、またご検討されてはいかがかなというところだけ意見として言わせていただきます。

以上でございます。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 86ページの3款民生費の子ども若者育成支援事業、子ども・若者サポーターの担当でございますけども、この予算というのは、不登校とかニート、ひきこもりで悩む本人はもとより、ご家族のために寄り添い、支援をすることのための予算であると、このように思いますけども、こども・若者サポートセンターで様々な悩みとか相談を受けられるとは思いますが、その相談者の対象年齢、こども・若者とありますので、おおむね対象年齢は何歳ぐらいの方のご相談をお受けされておられますか。

岡本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

松林副委員長のご質問にお答えいたします。

こども・若者サポートセンターでは、マイナス1歳妊娠期からおおむね40歳までの方の支援に当たっております。こちらにつきましても、こども・若者サポートセンター自体が子ども・若者育成支援推進法という法律に基づいて設置されておまして、そちらの方でその対象年齢というものが決められております。委員ご質問いただきました子ども若者支援事業の方につきましても、特に巡回相談から児童、青年期、おおむね40歳までの方を対象に、相談事業に当たらせていただいております。

以上です。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 現在、8050問題という80代の親が50代の子どもの生活を支えるという、こういう問題、

この問題の難しさの本質にある背景、これは子どものひきこもりであるという、こういうことが主な原因とされておりますけども、そうした親子が社会的に孤立して、生活が立ち行かなくなるといふ、こういう問題がこのようになってきております。この8050問題、これに対応していただける具体的な、年齢的に、今、40歳と言われたので、50歳、こころの受け皿といえますか、これは一体どういうふうなところが担当となるのか、これはちょっとお伺いしたいと思います。

岡本委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしくお願いします。

ただいま松林副委員長がおっしゃいました8050問題につきまして、明確にどこの部署が果たして担当かということは、正直なところ、申し上げにくい部分があるんですけども、社会福祉課におきましては、現在、地域福祉計画を策定している中で、どうしてもその8050問題、50歳の方がニートであるとかひきこもりということは、どうしても制度と制度のはざまに陥っておる方ということで、福祉の縦割りの制度の中ではなかなか救いきれない部分ということもありまして、ではそういう方を今後どういう形で見据えて支援をしていくかというところで、社会福祉課所掌で、ページの中では65ページに該当するかと思うんですけども、生活困窮者自立相談支援事業ということで、現在は8050問題の方は生活に困窮を仮にしているというふうに言われても、将来的には必ず経済的に困窮する恐れがあるということも踏まえて、この生活困窮者自立相談支援事業で対応をすることが可能であるかと思えますし、もしそういう対象者の方がおられましたら、もちろん先ほどから出ておりますこども・若者サポートセンターであるとか健康増進課、もちろん高齢者のこともかかわってきますので、地域包括支援センター、そちらと連携して、対応していくというふう考えております。

以上です。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 相談者の依頼される年齢とか世代による途切れ目のないこういう受け皿、今後のまた課題になろうかと思うんですけども、そういうふうな部分も、また今後しっかりと対応していただけるように、またよろしく検討をお願い申し上げます。

以上でございます。

岡本委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 それではお願いします。これは聞き漏らしたかもわかりませんが、いきいきセンターの工事請負、地下タンクと言わはったんは、風呂のボイラーでしたっけ。風呂のボイラー。わかりました。もうそれは聞きませんわ、それでは。

75ページです。福祉推進費、福祉総合ステーション管理運営事業の12節委託料、指定管理料の7,144万9,000円。それから、18節社会福祉協議会補助金3,528万6,000円。ゆうあいステーションの運営と、それから社会福祉協議会をしていただいているところに補助金を出していると、こういうことです。

先日、私のところに「ゆうあいステーションの部屋を借りたいねんけど、増田さん、ちょ

っと聞いてくれるか」と、こういう話でしたので、そのときに、「えっ、ちょっと待ってくださいね。あれは市じゃなしに社会福祉協議会でゆうあいステーションを管理しているんで、直接私がとやかく空いていますかとかというのね」と、こういうことで、市民の方々にしたら市の施設ということでご認識をいただいているんですけども、こういうふうに指定管理で管理をいただいている。管理代表につきましては、市長が社会福祉協議会の長ということで、最高責任者でついでいただいていると、こういう実態かなというふうに思うんですけども。

市民の方からは、いろいろと利用施設ですので、あの職員の態度がどうあったとか職員が怠けるとか、いろいろと聞くんですよ。こういう、私らにも、いろんなご意見。それについては、いやいや、きちっとやっていたらいいのと違いますかとはいうものの、この管理体制についてお聞きしたいんですけども、市長は代表者として、最高の管理責任者であるとはいうものの、直接そこで指揮をとるとか、それから現場に行って、ご指導、部下を管理するとか、そういうふうなことはされておられるのでしょうか。そういう管理事業の管理も、やっぱり時と場合によっては現場で指揮をとっていただくということも必要になってくるのかなと思うんですけども、その辺の状況についてお尋ねをいたします。

それから2点目ですけども、78ページ、児童手当事業、19節扶助費の児童手当6億8,184万円、これはいろんな条件をもとに児童手当を支給されているというふうに思うんですけども、いろんな条件がある。その条件をクリアした人が、月額1万円から1万5,000円の間でしたか、支給されるということなんですけど。対象者が、私、ちょっと調べたら、単身赴任とかそういう条件も何か必要やと。これは、人事異動とかで、これからいろんなそういう時期に入ってくると思うんですけども、そういう方がこの児童手当の対象になっていることをご認識いただいているのかな。逆に言うと、周知していなくて、本来支給すべき人が支給されていないということが、そんなことがあるのかなのか。私の身近な人に聞くと、それは知らなかったみたいな、そんなお話も聞いたんで、確認したいなと思いますので、よろしくをお願いします。

3点目は、先ほどからいろいろとご説明をいただいております、84ページというふうに言ったらええのかわかりませんが、こども・若者サポートセンター、非常に県下、全国的にも、この事業については葛城市が誇れる事業であるのかなと。視察もたくさん、もうできた当初から、私、ちょうど厚生文教常任委員長をさせていただいて、県外からの視察も受けさせてもらって、いろいろお話を聞かせていただいた経過もございます。3万7,000人の市が、こういう非常に市の職員として、重労働としては、非常に重労働をこなしていただいているということに関しては、頭が下がる思いでございます。

これは、県との役割分担、逆に言うと、葛城市やからここまでやってくれるけども、隣の市、ほかの市、ここまでやっていないよねと、そういう部署ないよねと。それって、どこでやってきてんのと。県がやってきてんのと。県のやる仕事をあえて市がかぶってやってんの。そういうふうなことも、私、あまりにもこの仕事の負担が大きいというふうに感じているので、県の支援も含めて、頼るところは頼って、市がやるところはやってという役割分

担を、あまり背負わない、市が負担にならない程度の業務をバランスよく県ととっていただく必要があんのかなど。無理をなさらないようにと言いたくなるような業務になるかなと思いますので、その辺の内容についてお聞かせをください。

岡本委員長 阿古市長。

阿古市長 社会福祉協議会の件につきましてご答弁を申し上げます。

社会福祉協議会の会長を仰せつかっております。決裁等は、協議会の会長としての決裁権がございますので、決裁書類には目を通してしている状態でございます。

それと、運営につきましては、非常に葛城市の社会福祉協議会というのは大きゅうございます。1つは、ゆうあいセンターという拠点となる市の福祉施設の管理委託、これは指定管理委託をさせていただいているというのが1つ大きな事業でございます。それともう一つは、独自でやっている事業があるというのが非常に珍しいところでございます。障がい者福祉等の事業、それと老人福祉の通所デイ並びに介護に関する事業を独自にやっておる。また、放課後等デイの事業も独自にやっておるというのが、非常に変わった事業形態を持っている。それと、あとは通常のほかの市であります社会福祉協議会としての事業、もしくは市から委託を受けた事業等をやっておるという、非常に大きな事業をやっておる協議会でございます。

これは、私自身も、その全容を把握した段階で驚いたんですけども、中核都市の奈良市さんの職員数が大体20名弱。それに対しまして、葛城市の社会福祉協議会の事業を請け負っている、パートも含めるんですけども、大体80名ぐらいおるとい、ほかでは類を見ないような規模があるということです。ですので、葛城市のある種、福祉施策の中心にある機関であるのかなと思います。その機関があることによって、葛城市の様々な福祉施策がスムーズに行われているということをご認識しておるところでございます。

常には向こうにはなかなか行くことができません。もうそれは事実です。行くことはできませんけど、当然のことながら仕事始めと仕事終わりの仕事納めのときには、この庁舎と同じように、向こうで、今年も頑張りましょうという話と、それと年末にはご苦労さまでしたというお話をさせていただいている。それと、各評議会等がございますので、そのときに向こうで会議をしたり、また行事行事に向こうに行つては、その現場を確認しているというところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの増田委員の2点目のご質問についてお答えいたします。

児童手当費の6億8,184万円についてのお問いでございます。事業目的と概要をまず説明させていただきます。

こちらは、児童を養育している者に児童手当を支給することによって、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校の卒業まで、15歳の誕生日の後の最初の3月31日までの児童を養育している方に手当を支給するものでございます。

その中で、先ほどおっしゃっていただきました金額につきましては1万5,000円、1万円、そして特例給付という高所得の方に対しましては5,000円というような区分がある中でございますが、先ほどのお問い合わせいただきましたケースにつきましては、私どもは、今、その方がどの方かは、もちろん認識はしていないんですけれども、この児童手当につきましては、まず生まれられてから先ほどの15歳の中学校卒業するまでは、全て普通の児童手当であるのか、それとも親御さんの収入によっては特例給付になるのか、必ず受け取ってもらえるものになってございます。ですので、出生届に来られましたら、まずは手続をさせていただいているところでございます。また、転入とか転出の際も必ずこのような説明と手続をさせていただくということをやっておる中で、今の事例につきまして、また情報をいただきましたら、きちんと対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

岡本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、こども・若者サポートセンターの活動にご理解いただきまして、大変ありがとうございます。県とも、当然のことなんですけど、連携をとりながら、対応の方をとっております。具体的には、こども・若者サポートセンターで担当しております子育てに関する悩みでありますとか、あるいは育てにくさ、最終的には虐待等の対応につきましては、奈良県の方はこども家庭相談センター、管轄としましては高田のこども家庭相談センターの方が担当されているんですけども、そちらとは密接に連携をとりながら役割分担をしまして、要保護、もう保護が必要なレベルの子どもたちに関しましては県の方で、まずは地域で見守りながら支援が必要な要支援の子どもに関しましては市で、具体的にはこども・若者サポートセンターを中心としました各機関が連携しまして対応をとるというふうに役割分担が決まっております。

より年齢が上がりまして、県の方でもひきこもり相談窓口はお持ちです。こちらは県庁の方に相談窓口がありまして、月に何回か南部の方にも出張相談等をされているんですけども、葛城市のこども・若者サポートセンターにつきましては、もうマイナス1歳、生まれる前から40歳まで切れ目のない支援をつくっていきたいというところがありまして、具体的には出産期の健康増進課に始まりまして、保育所の子育て福祉課、学齢期の教育委員会でありまして、あるいは社会に出てから、あるいは福祉サービスを担当しておられる社会福祉課と、つながった支援を展開していくためには、まずは市ですべきことがあるんだというふうに認識をして、こども・若者サポートセンターの方で市民を対象に活動している現状にあります。

以上です。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。市長の方から福祉総合ステーションゆうあいについてご答弁いただいたんですけど、そうであろうかと、大変多忙といいますか、多種多様な業務を担ってい

ただいているので、なかなか市長が責任者として現場で指揮、命令、監督はできないということであれば、しかるべき人にこの重要な施設の管理をしていただくこともご検討される必要があるのかなど、こういうふうにしてお尋ねをしたということでございます。そういう、いやいや、私がちゃんと管理すると言われれば、そうであるかと思えますけれども、そういうことも、この重要な仕事をしていただいている部署といいますか施設でございますので、今後そのようなことも検討いただいたらどうかなというふうに思います。

それから、児童手当、私、ちょっと勘違いしていたかも知れませんが、単身赴任をされたら出る手当とかというのは別にあるということではないんですかね。そういうのはないですか。研究不足で申しわけございません。

それから、こども・若者サポートセンターでございますけれども、私が言いたかったのは、これは市民のために、どんどんいいことは、人も増やして、喜んでいただく事業をやっていただくことは非常にありがたいこと。ところが、これは限りなく業務が、やればやるほど難しくといたしますか、いろんな仕事が多々やっばり来ると言うんですよね。ある一定の市としての立場でやらなければならないというところと、県がやっていただく範囲とを、ある一定の線を引いて業務に当たっていただかないと、ああ、これは重要だと、人も足らんようになってくるということも出てくるような気がしますし、今も多分そうであるとは思いますが、その辺の甘えるところは、県と連携をするところはしっかりとっていただいて、業務に当たっていただかんと、もう職員さんの体のことも心配いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。もしまだご説明等、総合ステーションも含めてありましたら、いかがでございますか、市長。

阿古市長 特にありません。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 それでは、78ページの保育所費につきましてでございます。前年比、保育所費全体として、多分人件費の部分だと思っておりますけれども、前年比に比べますとマイナスということになっております。保育所需要が非常に高い中で、人件費、今回減額、人件費が減額になっているか、今回の予算の中でこういった形で組まれているのかという内容が、多分事情があるんだと思っておりますけれども、減額の理由、それを1点お伺ひいたします。

それから、市長の施政方針の中の10ページにわたりまして、真ん中あたりに、病児保育事業、香芝市と連携をとって、病児・病後児の、今、大和高田だけになっております病児保育・病後児保育のことについてお伺ひしますが、今回は香芝というところで、どこにそういう事業所を設置されるのかというところの内容をお伺ひしたいのと、予算書には前年とそう変わらない金額で計上されております。なかなか利用がどうかということもあると思うんですが、前年と変わらない形で、葛城市の人のニーズというところで、大体同等の数字なんです、その方向性と予算組みについてお伺ひします。

それから、保育所費の中の人件費が、今、今回は多分計上の具合があると思いますが、やはり保育士が足りない。保育士が足りないということにつきまして、潜在保育士の再就職支援、79ページにございます中に、そういった新規の事業という形でございますが、なかなか

どういう工夫をされるのか。登録という形が本来できていくのかという、この内容につきまして、どういったことをされるのかということをお伺いいたします。

岡本委員長 答弁、誰がすんの。

井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

川村委員のご質問、3点についてお答えいたします。

まず、1点目でございます。人件費の減額でおっしゃっていただきました。配当の部分が多分人事課の部分も含めてのことであろうかなと理解しております。

まず1点目は、人事課配当でございました嘱託賃金、嘱託員17名分、こちらに含んでいたんですけれども、こちらがまず私どもの会計年度任用職員の方に振り分けになってございます。そちらの方が主なものではないかなと理解しております。1点目でございます。

次に、2点目でございます。病児・病後児保育事業負担金でございます。

こちらでございますが、今現在は大和高田市と提携を結び、土庫病院の土庫こども診療所「ぞうさんのおうち」にて実施している事業でございます。令和2年度からですが、市民の方に更に利用していただきやすくするために、香芝市の方で病後児保育をなさいます。こちらは、旭ヶ丘にありますかわしま内科・外科・こどもクリニックさんです。病児保育室ぽっぽさんなんですけれども、香芝市とも提携を結びまして、どちらか選んでいただけるというところで、利便性を高める分でございます。利用見込みとしましては、110人掛けることの1人当たりの単価4,500円ということで49万5,000円というのを計上させていただいているところでございます。ひとえに、どちらか選んでいただいて、今まで高田まで行かなければいけなかったけれど、近い香芝に行きましょうとか、そういったことで、利便性を高める事業でございます。

3点目でございます。新しい新規事業についてお問いをいただいたところでございます。

こちらにつきましては、保育士の確保を何とか原課におきましてでも更に図ってこうと努力をしている中で、令和2年度におきましては、保育士確保に2つの新規事業を盛り込んでおるところでございます。先ほど説明させていただきました私立に対する補助の部分及び、もう一つは、今から説明させていただきます部分が、市内の保育所、公立及び私立に保育士さんを確保しようと努力するところのものでございます。名称が、潜在保育士等再就職支援登録事業ということでございます。

こちらでございますが、保育士資格を持つ未就職者や離職者の方を対象とした人材発掘事業でございまして、まず登録のために来ていただき、そして講習会を受けていただく。そしてもう一つ目には、現場体験という研修も積んでいただく。そういうことによりまして、一回例えば学校を出てから保育の現場に行ったけれども、ちょっとハードだったなとかということで、もう家庭に入られたり違う職を選んでらっしゃる方もおられると思うんですけれども、やはりそういった潜在の保育士さんが、資格を持っていらっしゃる方がたくさんおられる中で、何とかしてそういった方に職場に、保育の現場で働いていただくステップのハードルを低くして、経験をして、体験をしていただくことによって、昔働いたときよりも、ま

た魅力ある職場づくりにも努めておりますし、働き方改革も進めておりますので、今の現場を見ていただいて、そしてできましたら、そういった方々が翌年には、私立を選ばれるか、公立を選ばれるか、保育の現場に帰ってきていただきたいなと思って、令和2年度から新規に乗り出す事業でございます。

以上でございます。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 病児保育事業、本当に今まで1つしかなかった大和高田から、選んでいただけるということで、本当にこれは広域で市長が呼びかけていただかないと、なかなかできていかないことだと思っていました。本当に意外と若い子育ての人が、1日は休めるんだけど、その後はどうするかという、これは結構悲痛な叫びでして、ここについての解決の門が非常に狭かったということは、皆さん、現場の方はご存じやと思うんですが、もうこれにつきましては更に呼びかけていっていただきたいし、やはり子育ての非常に悩みの1つですので、この解消に向けては努力していただきたいと思います。

それから、潜在保育士、これは何歳までできるのかとか、それから呼びかけをどうするのかとか、そういう具体的な方法については触れられなかったんですけども、そのあたりを、これは切実ですので、どういう方法で、ハローワークに出されるのか。私の中の想像でありますけれども、潜在ということは、もちろん市内だけなのかとか、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 ただいまの川村委員のご質問にお答えさせていただきます。

具体的に何歳までとか、まだ設定するわけではございませんが、広く来ていただくには、今現在働いていただいている方たちと同じような形の条件といえますか、やる気があればやっていただいているのかなど。個人差にもよると思うんですけども、もちろん来ていただいたときに詳しくご説明もさせていただいて、面談、もちろん登録ですので、資格書も見せていただいて、今までのお話も聞かしていただいて、どういうところで、どのような感じできょうは来ていただいていますかということから入ってまいりますので、そのとき、そのときでどういった方が来ていただけるのだろうかという、こちらにつきましてはもう本当に新規でございますので、できるだけたくさんの方に呼びかけたいと。

方法なんですけれども、こちらにつきましては絶えず広報紙、もしくはホームページ等で募集はかけていますけれども、これにつきましても同じような方法にまずはなるかなど。それと、先日来、学校の方に、キャリアセンターなどにも、部長を含め、訪問させていただいているところでございますので、そういったところにも、予算が通りました暁には、また再度行かせていただいてということも考えております。また、新人の方、保育職を取られる方が来られますので、そういった方にももちろん発信していきたいと思っております。

補助事業ではありますが、つく分と、つかない分がございます。ですので、補助の部分、国庫補助の部分もございますので、そういったところに適合するような事業をするということも1つであるかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 補助に乗ることであつたら、やっぱり積極的に進めていってもらわないといけないという、要するにこの呼びかける方法というのは、非常に大事やと思います。皆さん、それは年齢も幅があつて、いろんな、ホームページばかり見ていらっしゃる方もあるし、潜在となると、もうちょっと先輩方で、なかなかそこにも行き着かない方もいらっしゃるかもしれないんですが、例えば過去にそんな形で、一度かかわっていただいた方に再度、その方が例えばどっかの市町村に行っているかもしれない。そんな方に呼びかけていくということは、データとしてあれば、やっぱりその方も呼びかけていく必要はあるので、もちろん経験もされていることやし、そんなことをやっぱりやりながら、ご苦労いただきますけど、頑張っていたきたいと。私も、非常にそういう女性たちの集まりのときに、そういう方はいらっしゃいませんかと呼びかけるようにしているんですけど、コマーシャルをするんですけど、なかなかやっぱり現場に行っていないということで、例えばその方が見にくられて、現場を広く見ていただくということはしていただけるということも含めて、積極的に進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 64ページになります。民生費、1項社会福祉費の中の説明部分になりますけれども、12節委託料、地域福祉計画策定委託料ということで、先ほども出てはおりましたけれども、実は昨年度も200万円程度、予算計上されておりました。これはどういう計画で、年度で一度でき上がるものではないかなというふうに思ひますので、一体どういう計画を策定されているのかということについて、年度をまたがっている予算のことも含めてお聞きします。

それから、75ページの3款民生費の1項社会福祉費、8目、社会福祉推進費のところの説明のところ、先ほどからも出ております社会福祉協議会補助金の負担金補助及び交付金ですが、これも昨年度と比べて300万円増額となっております。補助金の増額300万円ということなんですが、ほかの団体にも今年、100万円、200万円の単位で補助金が増額されているということが私は幾つか目につくんですが、この増額の根拠、これはどういうものなのかお伺ひします。

それから3つ目ですけれども、これは81ページ、先ほどの川村委員との関係もありますが児童福祉費の中の、これも説明で、児童館・学童保育所運営事業ということで、これは報酬というところが昨年度の臨時雇用賃金と比べてどうなのかなと、減っているなということで、先ほどのご回答でわかつたんですけど、保育士及び学童保育支援員については大変確保しにくいということで、この間、私もいろいろ意見を言ひましたが、お隣の大阪府に行けば、保育賃金、これは正職員も含めて高いということがありまして、だからそういうことが大きなネックになっているだろうということで、会計年度職員制度になりますと、定額の雇用賃金ではなくて、前歴換算も含めて、一定の賃金表の中で昇給していくということもあります。専門職の扱ひも含めて、ここら辺の賃金改善ができて、比較的これまでは非常に低額であつ

たと思いますが、こちら辺が会計年度任用職員制度でどうなっているかということをお聞きします。

以上です。

岡本委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

昨年の10月に、たしか議会の全員協議会の方で、この地域福祉計画について策定委員を議会から選出していただくときに、説明をさせていただいた記憶がございます。地域福祉計画につきましても、令和元年度と令和2年度の2カ年にまたがりまして計画を策定するという事で、計画を今現在、事務の方を進めております。ちなみに令和元年度におきましては、アンケート調査、それと市内にある福祉関係の団体のヒアリング、それと庁内の関係機関のヒアリングを実施しております。また、年度内にワークショップ、住民の方たちに集っていただいて、いろんな意見交換会を開催しようと思ったんですが、新型コロナの関係で延期となってしまいました。そういったことをこの令和元年度に実施しております。また年度内に策定委員会を開催させていただく予定であります。来年度、令和2年度におきましては、基本的にその策定に向けて、こちらも引き続いてワークショップ、様々なこの地域福祉計画の性格上、やはり住民参加の計画ということになりますので、できる限り住民の方たちの意見や関係機関との連携の仕組み、そういったものを構築していかなければならないというところで、ワークショップを重ねて、来年度で策定の方、計画の方をつくりたいというふうに考えております。

引き続きまして、2点目の社会福祉協議会の助成金のことでございます。

社会福祉協議会というのは、基本的には社会福祉法人ということになりまして、こちらに対する助成金は、社会福祉法の第58条で規定されております。あわせて、葛城市の条例においても、社会福祉法人に対する助成金ということで規定はされておまして、この内容につきましても、社会福祉法人をまず運営する法人の運営部分に、令和2年度は3,227万9,000円を計上させていただいております。それと、先ほど市長の答弁もございました。いろんな地域福祉に関する活動をしております。その福祉活動に300万7,000円。合計で3,528万6,000円の予算計上を令和2年度にさせていただいております。

昨年度と比較した増加の理由の、298万3,000円の差額になるんですけども、これは、主な内容としましては人件費の増ということになります。何かといいますと、社会福祉協議会、令和元年度、今年度から、法人後見という事業を新たにスタートいたしました。今年度の年度途中から、やはり人員もかなり必要ということで、職員さんを1名、嘱託ということで採用をさせていただいた方、その方が、来年度、令和2年度におきましては、通年の人件費ということで掛かる分ということの増額ということが主な要因であります。

以上です。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

谷原委員の質問、3点目の質問にお答えさせていただきます。よろしくお願いたします。

お問い合わせございました人件費のところでございます。先ほどと同じように、まず人事課の配当の部分の中に、嘱託賃金5名分が含まれておりました。1人がおやめになったんですけども、その方以外の4名の方は会計年度任用職員の方の報酬の方に入っております。

そして、費用的なことでございます。人材不足を解消するために、平成31年の4月から、賃金をほかの市と並ぶように、支援員さん1,000円、補助員さん900円ということで、アップをお認めいただいたの昨年度は予算、今年度ですけれども、予算になってございます。その中で、令和2年4月から会計年度任用職員になります。委員おっしゃいましたように、給料表に沿ってという形になります。すぐ近くの上の方の給料表を当てはめるということで聞いております。それによりまして、補助員さんは900円が、試算ですが、950円、51円ほど、そして支援員さんにつきましては数円ですけれども、上がっているというような状況プラス、そこに期末手当というのがついてまいります。それは1年間で1カ月ほどの分と試算では聞いてございますので、そういったことがペイをさせていただく部分でございます。

ただ、今回の予算計上で、せんだってから補正でいろいろご説明もさせていただいていたんですけども、去年は利用率7割として、去年の申込みは830名ございました。830名を見るところでの、生徒さん、来られる方が7割利用されるとしての張りつけの人件費を、賃金を組んでおったんですが、今年度につきましては、845人のご希望をいただいている中で、6割の利用率というところをベースに試算をしております。万が一、この年度途中でということになりましたら、またよろしく願いいたします。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、最初の福祉計画のはよくわかりました。そうやって細かく地域の要望を聞きながら、計画策定されていくということで、よろしくお願いたいたんですが、先ほど来から議会でも、こころ辺のこと、特に8050の問題、ご意見もありました。私の方も、課長には以前も申し上げたと思うんですが、水道がとまって餓死者が発見されているという事例が、ニュースでこの間、続きました。だから、水道料金は基本的にはなかなかとまらないけれども、結局、水道料金を払えないことで、水道をとめられている。そこが生活困窮者発見の大きな目印になるということがあります。

そういう、先ほどありましたように、子育て、こ・若センター、子育てサポートの事業というのは、要は厚生の部分と文教の部分が、垣根を取り払って、長期にわたって継続して見るといふ、葛城市、すばらしいそういう経験があるので、例えば水道事業、それからこの間始まっていますまごころ収集、高齢者のお宅へ収集に行く、そういう事業、ほかの課とのあれをしながら、地域でなかなか見にくいところを救っていただくように、議会でもこの間、議論してきました。議会の代表も出ておられると思いますけれども、よろしくお願いたいたしたいと思います。

それから2つ目は、社会福祉法人に対する、社協に対する補助金の増額が、人件費ということでありましたけれども、これについても市長が協議会の会長になるわけですから、この点については、議会もしっかり、人件費の問題、この間、議論しているところですので、納

得がいくような形でいけばとは思っております。

それから、最後になります保育料の問題ですけれども、学童保育、この間、新型コロナウイルス対策で、朝から学童保育所を開くということで、大変ご努力いただいて、基本的に人員を補充して、受け入れたということでもありますけれども、私がふだんの学童保育で聞いておりますのは、やはりなかなか補充ができないというんか、確保できなくて、毎年、賃金を、これまで戻入、また補正予算で戻すということが続いてきました。

私が聞いておりますのは、支援員の方は教職につかれていた方がおられるわけですよ。その方によりますと、やはりずっと部屋で保育していますと、放課後ね。ずっと。1週間、いや、5日預かる、ずっとその部屋だと。外で遊ばせている学童保育所もあります。それで、やっぱり室内の中で子どもたちがストレスがたまって大声を出すと。高齢の支援の方が、耳に非常にストレスがかかるということで。子どもを外で遊ばせてあげるとか、もうちょっと多様なことをやれば、子どもたちも学童に行きたくなくて、親御さんを困らせるというご家庭もあつたりするので、そこら辺は支援の方をある程度、数を増やすなりして、もうちょっと管理ができると言うたらおかしいですけども、何かそういう形態でやっていただけたらなど。学童保育所によっても違うみたいですし、大和高田なんかは基本的には外で遊ばすという方針らしいですけども、ただやはり人員が足りないから、子どもの安全上の問題が発生しますので、そうした問題等、また考えていただけたらと思います。要望になって申しわけないですけども、そういう声があるということで、またよろしく申し上げます。

以上です。

岡本委員長 答弁はよろしいの。

谷原委員 いいです。

岡本委員長 ほか、ありませんか。

川村委員。

川村委員 68ページの中段ぐらいの委託料の中で、意思疎通支援補助事業委託料、これと、その1つ下の意思疎通支援事業委託料、前回の予算では上の補助事業の方で計上されていたんですが、今回は、この概要のところには並列されているんですけども、その数字がよく理解できないので、その2つについて説明をお願いします。

岡本委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

ただいまの川村委員のご質問になるんですけども、この意思疎通支援事業につきましては、もともとは私どもの方の市の委託料だったんですけども、今回わかりにくいんですけども、まず上の意思疎通支援補助事業、補助がつく方ですね、こちらの方の委託料の76万3,000円、こちらは奈良県の聴覚障害者協会センターに委託しまして、市内で開催する市の行事、例えば人権を確かめ合う市民集会であるとか差別をなくす集会であるとか、また健康増進課でやる保険の健診の事業、これは個人に対しての派遣ということになるんですけども、あと保育所の参観であるとか学校参観であるとか、そういった聴覚障がい者の方がどうしても意思疎通をするのに困難な状況のときの、そういった話合いとか何かの参加のときに、聴覚障が

い者の手話通訳士を派遣するというのが事業でございます。これが76万3,000円のまず部分になります。

それと、その1つ飛んだ、意思疎通支援事業委託料、こちらはもともと葛城市の方で、市で直接やっていた手話奉仕員の養成講座、それと手話通訳者の設置事業というのがございまして、手話通訳者養成講座は、市内在住または在勤の方に手話を学んでもらって、少しでも多く手話が言語として、聴覚障がい者の方に対してのいろんな合理的な配慮の提供に期するための事業であります。そういった手話奉仕員養成講座と、それと手話通訳者の設置事業は、毎週水曜日と金曜日の午後に、これも手話通訳士を市役所のそれぞれ新庄庁舎、當麻庁舎の窓口で、半日間ずっと常駐していただいている事業がございまして、こちらの2つの事業をあわせて、葛城市の社会福祉協議会、先ほどから出ておりますが、社協の方に委託するというようなことで、今回、予算計上を組替えさせていただきました。

新規ではないんですけども、今までとやり方を変えるという意味で、社協の方でやっていただくことで、特に手話奉仕員養成講座が、土日の開催が可能になるということで、今まで、市直営でやっていたときは、どうしても平日昼間とか夜ということでしたので、参加者がなかなか集まらない状況でありましたので、それを少しでも、曜日を土曜日とか日曜日に変えることによって、少しでも参加したい人が参加できるように考えまして、社会福祉協議会ならば、ゆうあいステーションでそれが実施できるということでしたので、そういう形で今回は委託を、同じ委託料ですけども、組替えさせていただきました。

以上です。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 まさしく手話奉仕員の研修の日が平日から土日になったということにつきましては、私たちも在住の奉仕員の方からそういった希望を聞かせてもらっていたんですよ。今回それによって、要するに手話通訳できる方を増やしていこうという取り組みが積極的になされたということについては、私、よかったなと思います。これは本当に希望されていたんです。なかなかお仕事をもちながら、手話をしたいという方がやっぱり増えてきていただくことはいいのでね。市役所の中でのサービスも、希望、あればいいということも手話の奉仕員の方からの提案もありましたし、これが実現していくという話でよかったなと思っております。よろしく願いいたします。

岡本委員長 ほかにまだありますか。

谷原委員。

谷原委員 ページ数でいきますと、85ページになります。子ども家庭支援事業の中の7、報償費の家庭支援員謝礼というところです。102万4,000円ですけれども、この家庭支援員の人数、今、その支援の方を利用されている方の人数、どんなものかお願いいたします。

それからもう一つは、次のページになります。86ページ、子ども若者育成支援事業で、先ほどからもありましたが、7、報償費の臨床心理士謝礼ということですが、臨床心理士はこういう形でちゃんと学校巡回等されておられて、直接お子さんとか保護者だけでなく、先生の相談にもきちっと対応して、サポートしていただいているという、それは非常に

効果的だと思うんですが、ソーシャルケースワーカーなども巡回して、どうしても児童虐待と保護者の生活困窮と家庭内の問題が、経済的な問題と結びついていることも多いということで、ソーシャルケースワーカーなどの巡回なども私は必要ではないかと思っていますが、ここら辺あたりの問題意識がどんなものかということをやっと。予算の中で、いや、会計年度職員につけてくれてはったらええんですが、あるいは職員さんが回ってはるということもあるかもわかりません。これは非常に密接に関係しているところなので、そこら辺についてのお考えをお伺いします。

岡本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

谷原委員のご質問にお答えいたします。

家庭支援員の謝礼についてですけども、こちらにつきましては、主に乳児家庭全戸訪問の助産師さんの費用と、その後の要フォローの助産師さんの費用、あるいは養育支援訪問の支援員さんの費用等が入っております。人数につきましては、今、手元に資料がございませんので、申しわけございません。

もう1点目のご質問の方ですけども、おっしゃるように、社会福祉サービスにつなげるために、社会福祉ソーシャルワーカーの力というものは大変必要なものであると感じております。現在欠員になっておるんですけども、こども・若者サポートセンターの方に社会福祉士を置きまして、その社会福祉士が必要に応じて、各学校の相談にも行って応じるという体制をつくっております。現在は欠員ではございますが、臨床心理士の中に社会福祉に大変詳しいスタッフを入れておりまして、そちらのスタッフが各学校に、必要に応じて相談、ケース会議等に参加させていただくような形をとっております。

以上です。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初の家庭支援員というのを私ちょっと勘違いしておりまして、子育て支援員と勘違いしていました。ありがとうございます。また人数につきましても、後日お伺いしたいと思います。

それから、先ほどありました子ども若者育成支援事業の中で、臨床心理士のほかに、欠員になっているけれどもソーシャルケースワーカーを置く予定があったけども、それが今はなくても、そういう形で社会福祉士、または社会福祉に詳しい臨床心理士が巡回することにはなっているということで。引き続き、そういう問題意識を持って取り組んでおられるということですので、ありがとうございました。

以上です。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 ちょっと教えていただきたいんですけども、89ページの3款民生費、ここの生活保護費支給事業という、この内訳の中で、生業扶助費、これが215万8,000円、前年度。それで、今回は当初予算が100万円に減額になっております。そしてまた、葬祭扶助費、これが前年度が59万4,000円、これが120万円に増額になっております。この内訳を教えてください。

ですけれども。

岡本委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。

まず、生業扶助費ということでございますけれども、生業扶助費は高等学校の就学費等がまず一番大きな要素になるんですけれども、それ以外には、例えば仕事に就くための技能習得費とか、そういったものにかかる費用ということになります。現時点で、昨年度215万8,000円という予算から、今年度100万円ということで、大きな減額にはなっておるんですけれども、まず高等学校の就学人数の変更ということで、予算上は今年、令和2年度3人、昨年はちょっと多かって7人ぐらいを見ておりましたが、今年は3人の予定で高等学校の方を就学する予定になっております。それぞれの学級費、またクラブ活動費、通学費等が対象となります。

それと、技能習得費につきましては、実のところ、現時点では、ほぼ実績はございません。と申しますのは、この技能習得につきましては、生活保護のこの生業扶助を活用するのではなくて、基本的に、今、ハローワークとか県が委託している事業者がそういった就職につくための技能習得のセミナーとか講座を積極的に実施していただいているケースがございまして、市としましては、この生業扶助、ほぼ生活保護の場合は、他方、他施策を優先するという原則がございますので、それを活用していただけない方のみ対象となるということから、ほぼ今のところ実績がございません。その関係で、今まで多額のそういう技能習得費を見ておったんですけれども、それを全部、今回、ほぼ割愛というんでないんですけれども、縮小をさせていただいた結果ということで、この予算の減ということであります。

それともう1点、葬祭扶助、こちらにつきましては、大体20万円が1件当たりの葬祭費ということで計上しております。今年度、平成31年度は2名の葬祭扶助を予定しておりましたが、やはり最近、葛城市におきましても高齢者の方の生活保護を受けておられる方が増加してきておりますので、実は今年度、既にかなりの方がお亡くなりになられたということも踏まえまして、来年度は6名ということで120万円の予算計上をさせていただいております。

以上です。

松林副委員長 数だけではなかなか生活保護を支給していただいております人の実態が見えないので、お尋ねをさせていただきました。これは「なりわい」ではなく「せいぎょう」と言うんですな。この部分については高等学校、ここの部分に使われておるということで。それで、やはり葬祭扶助が増えておると。そういう予算立てをしておられるということは、やっぱり高齢化の影響が、生活保護を受けておられる方の高齢化の波が押し寄せてきているという、こういうような実態がよくわかりました。よろしくまたお願い申し上げます。

岡本委員長 ほかに質疑。

谷原委員。

谷原委員 先ほどちょっと勘違いしたところでもう一回、83ページの説明のところ、子育て支援員、この謝礼というのが、地域子育て支援センター運営事業の7、報償費の中の子育て支援謝礼というところです。この子育て支援の方の数及びその利用状況をお聞かせください。

岡本委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。

子育て支援員の謝礼という部分なんですけれども、こちらはスポット雇用で、定期的ではなく、講師として、単発もしくは年に2、3回来ていただく方に対してお出ししている分でございます。子育て支援センターの中で様々な取り組みをしている中で、例えば子育てサポーター養成講座、それとか親子ふれあい遊び講習会、それとか子育て講演会、親子リトミック、そういったお話し会、童謡クラブ、そういった方たちに対して、謝礼としてお出ししている分でございます。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。支援員ということで、子育てを支援するということが、様々な研修事業等をかかわってやっておられる方のスポット雇用ということで、その謝礼ということ、わかりました。大変子育てサポート要請とカリトミックの方に非常に力入れていただいて、ありがたいと思っています。

私、これも子育てサポーターの方を養成するということが、葛城市は非常にすぐれた制度を持っております。子育て支援員の方による子育てサポーター養成については、ぜひ力を入れていただきたいなと思っております。と申しますのは、これも新型コロナウイルス感染対策のときに、やはりひとり親家庭の方が、朝は早朝8時からしか受け入れてもらえません。8時半からですけど、30分早くしても8時と。そのつながりが非常に困られたんですが、たまたま葛城市の場合はこのサポーター制度がありますので、ひとり親家庭の方は、ふだんからそういうところとのサポーターと連携をとっておられて、一時的にそこから通わせていただくという、非常に感謝されました。だから、本当にそういう意味では、非常に突然、臨時休業になったけれども、朝からの学童の開設等、学童だけではなくて、そういう子育て支援のサポーターの方が地域でバックアップされているということで、そういう方々が光も当たって、こういう形で要請もされて、そういう方々をねぎらうことも大事だなというふうに思いましたので、発言させていただきました。ありがとうございます。

岡本委員長 それでは、3款民生費の質疑を終わっていきたいと思います。

職員の入替えということで、休憩をいたします。

休 憩 午後5時17分

再 開 午後5時19分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議につきましては、この辺で終了したいと思います。

延 会 午後5時20分